



中小企業の経理担当者みなさまへ

中小企業税制



中小企業庁

※平成25年12月24日「平成26年度税制改正の大綱」反映版
(平成25年12月末時点)

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業投資促進税制
- 6 生産性向上設備投資促進税制
- 7 商業サービス業・農林水産業活性化税制
- 8 少額減価償却資産の特例
- 9 生産等設備投資促進税制
- 10 環境関連投資促進税制
(グリーン投資減税)
- 11 研究開発税制
- 12 雇用促進税制
- 13 所得拡大促進税制
- 14 事業承継税制

はしがき

地域の経済と雇用を支えているのは中小企業の皆様です。

こうした中小企業を応援する、様々な税制上の措置が用意されているのを御存知でしょうか？

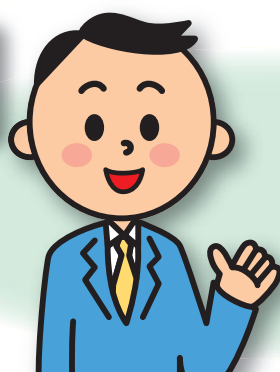
製造業の方々が新しい設備を入れて、生産性をあげようとする場合、商業、サービス業の方々が自店の魅力向上を図るための投資を行う場合、新規事業開拓のために試験研究をする場合、後継者へ経営のバトンタッチ(事業承継)を行う場合など、企業活動の様々な局面に応じて使える税制が用意されています。

本パンフレットでは、中小企業の皆様に、代表的で、使ってお得な税制措置について、具体的な内容のポイントについて解説しています。

「税制は難しいから…」と敬遠せず、経営上の課題の解決や経営戦略に応じて、上手に活用していただければ幸いです。

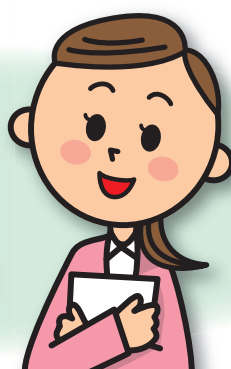
キャラクターの紹介

先生に中小企業税制について教えて貰います。



経太君

中小企業税制について知り、積極的に活用しましょう。



理恵先生

目次

1. 法人税率の軽減	3
中小法人は、法人税率が低くなっています	
2. 欠損金の繰越控除	4
赤字が出た場合に①	
3. 欠損金の繰戻還付	5
赤字が出た場合に②	
4. 交際費課税の特例	6
新しい顧客の開拓、お客様との関係維持のために	
コラム 減価償却の概要	7
5. 中小企業投資促進税制	11
生産性を向上させる、IT化を進めるための投資を応援	
6. 生産性向上設備投資促進税制	20
先端設備や生産ラインの改善に資する設備への投資を応援	
7. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制	22
商業・サービス業を活気づける!	
8. 少額減価償却資産の特例	25
30万円未満の資産は即時に全額経費にできます	
9. 生産等設備投資促進税制	26
前年よりも投資を増やす企業を応援	
10. 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)	28
再生可能エネルギーの導入や省エネ推進に向けた投資を支援します	
11. 研究開発税制	30
試験研究費の一定割合を税額控除することができます	
12. 雇用促進税制	33
従業員の新規の雇用を応援します	
13. 所得拡大促進税制	35
従業員の給与を増額すると、税負担が軽減されます	
14. 事業承継税制	39
スムーズな事業承継のために	

個人事業主がご利用できる税制には **個人事業主** 法人がご利用できる税制には **法人** と記載しております。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 生産等設備投資促進税制

10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

1

法人税率の軽減

～中小法人は、法人税率が低くなっています～

法人税の税率は原則として25.5%です。ただし、中小法人は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する各事業年度分の年800万円以下の所得金額の部分については、税率が15%に軽減されています。

区分		所得	税率
普通法人	中小法人	年 800 万円以下の部分	15%
		年 800 万円超の部分	25.5%
	大法人（中小法人以外の法人）	全額	25.5%
協同組合等※ 1		年 800 万円以下の部分※ 3	15%
公益法人等※ 2		年 800 万円以下の部分※ 3	15%

- ※ 1 協同組合等とは、中小企業協同組合等の各種の組合（法人税法別表第3に掲げられている法人）をいいます。
※ 2 公益法人等とは、法人税法別表第2に掲げられている法人です。原則として非課税ですが、収益事業から生じた所得には課税されます。
※ 3 年800万円超の部分の所得については、19%の税率で課税されます。

中小法人ってどんな法人ですか？

大企業の子会社は、中小法人に該当しないと聞いたことがあるんですが…。

中小法人とは、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人です。

そうですね。次の法人は、資本金が1億円以下でも中小法人とはなりません。

- ①相互会社
- ②大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上の法人）、相互会社等の100%子会社
- ③完全支配関係（100%の出資関係）にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ④受託法人

●CHECK!!

指定期間（平成24年4月1日から平成27年3月31日）内に開始する事業年度開始の日から、復興特別法人税として、法人税額に10%が課税されます。

そのため、中小法人の800万円以下の部分の所得の法人税の税率は16.5%となります。

ただし、平成25年12月24日の「平成26年度税制改正の大綱」において、復興特別法人税について1年前倒しで廃止することとされています。

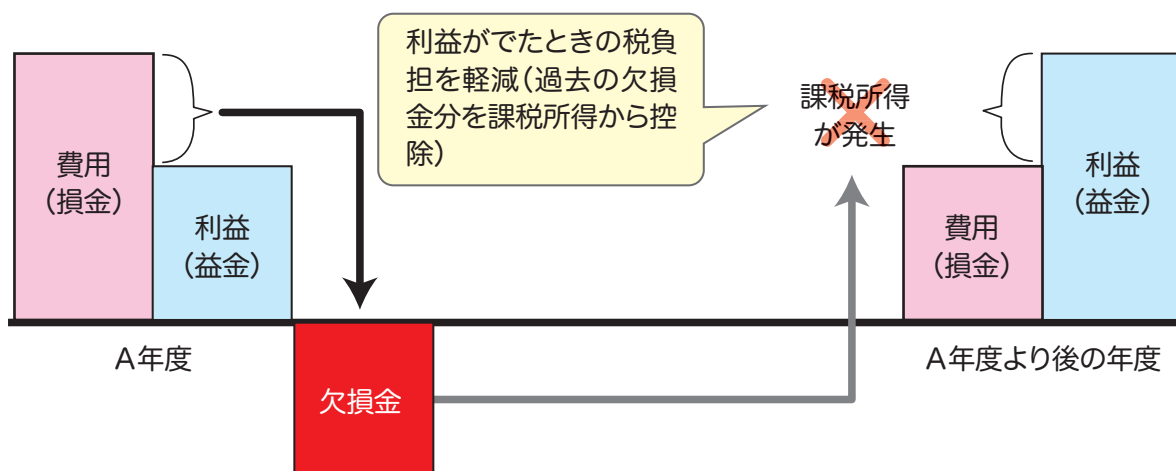
～赤字が出た場合に①～

青色申告書を提出した事業年度において欠損金（税務上の赤字）が生じた場合には、その事業年度の後の事業年度以降に繰り越して、後の事業年度の所得から欠損金を控除することで、法人税の負担を軽減できます。

制度の概要

欠損金とは、その事業年度の所得の計算において、益金よりも損金が多かった場合の益金を超える部分の金額をいいます。

中小法人（中小法人の範囲は3ページ参照）では、発生した欠損金を、欠損金が発生した事業年度の次の事業年度以後9年間控除することができます。



具体例

A株式会社は、平成25年度に2,000万円の欠損金が生じました。その場合の翌期以降の所得金額は次のようになります。

	欠損金控除前の所得	所得の計算	欠損金の残高など
平成 26 年 3 月	500 万円	0（欠損金 2,000 万円＞500 万円）	2,000 万円－500 万円＝1,500 万円
平成 27 年 3 月	300 万円	0（欠損金 1,500 万円＞300 万円）	1,500 万円－300 万円＝1,200 万円
平成 28 年 3 月	200 万円	0（欠損金 1,200 万円＞200 万円）	1,200 万円－200 万円＝1,000 万円
平成 29 年 3 月	800 万円	0（欠損金 1,000 万円＞800 万円）	1,000 万円－800 万円＝200 万円
平成 30 年 3 月	100 万円	0（欠損金 200 万円＞100 万円）	200 万円－100 万円＝100 万円
平成 31 年 3 月	300 万円	200 万円 （欠損金 100 万円＜300 万円）	300 万円から繰越欠損金 100 万円を控除して 200 万円が課税所得となります。

● CHECK!!

欠損金の繰越制度を利用する場合には、申告書に「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」（別表七（一））の記載が必要です。

また、帳簿書類の保存期間、法人税に係る更正期間も9年間となっています。

3

欠損金の繰戻還付

～赤字が出た場合に ②～

青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、翌事業年度以降に繰越すのではなく、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、既に納めた法人税から、欠損金の分だけ還付を受けることができます。

制度の概要

中小法人(中小法人の範囲は3ページ参照)の欠損金を繰戻す、つまり、前事業年度の所得金額から欠損金を控除して計算した場合の法人税と実際に支払った法人税の差額について還付請求することができます。

欠損金の繰戻還付の適用を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ①欠損金が生じた事業年度、その事業年度の前1年以内に開始した事業年度ともに青色申告書で確定申告していること
- ②欠損金が生じた事業年度の青色申告書を提出期限内(原則として事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内)に提出していること
- ③欠損金の繰戻しによる還付請求書を欠損金が生じた事業年度の確定申告書に添付して提出していること

(注1) 適用期間は、平成26年3月31日までに終了する事業年度において欠損金額が生じた場合です。なお、平成25年12月24日の「平成26年度税制改正の大綱」で、適用期間を2年延長することとされています。

(注2) 4ページの欠損金の繰越控除と選択適用となります。

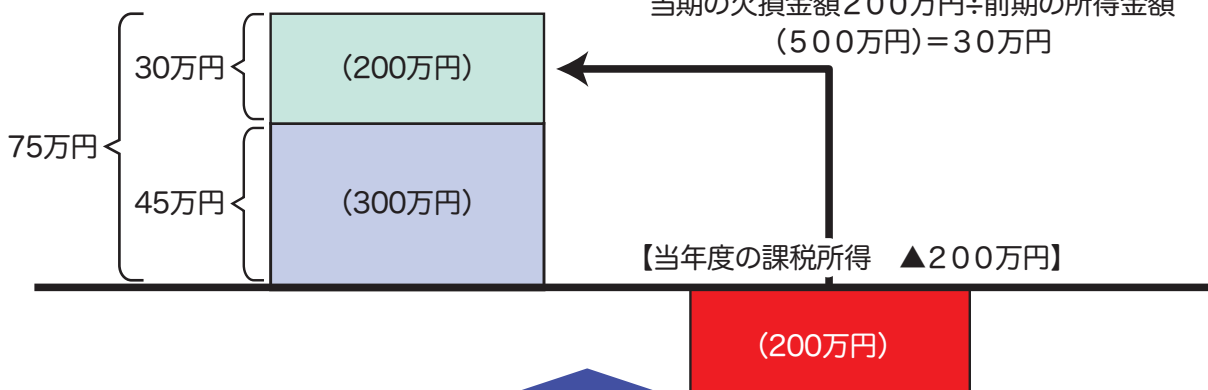
還付請求できる法人税の額 ＝

前期の法人税額×当期の欠損金額÷前期の所得金額

※前期の所得金額が限度となります。

【前事業年度の課税所得 500万円】
法人税額 500万円×15%＝75万円

【還付額の計算】
前期の法人税額(75万円)×
当期の欠損金額200万円÷前期の所得金額
(500万円)＝30万円



前年度の課税所得500万円から当年度の欠損金200万円を控除して法人税額を計算すると45万円となります。
既に支払った税金75万円と45万円の差額30万円が還付請求額と考えるとわかり易くなります。

4

交際費課税の特例

～新しい顧客の開拓、お客様との関係維持のために～

法人が支出した交際費等は、原則として、全額損金の額に算入しないこととされていますが、中小法人（3ページ参照）に限り、800万円以下の交際費等の全額損金算入が認められています。

（注）適用期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開始した事業年度です。

交際費等とは……

交際費等とは、交際費、接待費などで、その法人の得意先、仕入先など事業の関係者への接待、供応、慰安、贈答などに要する費用のことをいいます。

1人当たり5,000円以下の飲食費の取扱い

社外の人との飲食等で1人当たり5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれています。

ただし、飲食等のあった年月日、参加した人の名称や関係、参加者数、飲食店の名前と所在地などを記載した書類を保存する必要があります。

先生！「社外の人との飲食等で一人当たり 5,000 円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれています。」とありますが、5,000 円を超える支出の場合、どうなるのでしょうか。

良い質問ね！ 5,000 円を超えた支出の場合は、超えた部分だけが除外されるのではなく、5,000 円を超えた費用全額が交際費等に該当するので、注意してくださいね。

個人事業主は交際費を使えないの？

そんなことないわよ。個人事業主は、事業に必要なかぎり、きちんと経費に入れることができるわよ。

適用手続

法人税の確定申告書に「別表十五」を添付すること

● CHECK!!

「交際費課税の特例」については、平成25年12月24日の「平成26年度税制改正の大綱」で、交際費等の額のうち飲食費の50%を損金に算入できるとされたうえ、現行措置（800万円以下の交際費等全額損金算入措置）を含めて2年延長することとされています。

中小法人については、現行措置と飲食費の50%損金算入措置との選択適用ができることになります。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業サービス業・農林水産業の活性化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 生産等設備投資促進税制

10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

コラム 減価償却の概要

減価償却とは、減価償却資産の購入額（投資額）を一定の期間に分けて、少しずつ費用として計上していく仕組みです。

減価償却資産ってなに？

減価償却とは、事業の用に供している資産が時の経過や使用による劣化で価値が減少するという点に着目して、一定期間にわたって、減価償却費として継続的に費用に計上していく仕組みです。

機械や建物などの有形資産、ソフトウェアや特許権などの無形資産、牛、豚などの生物はすべて減価償却資産となりますが、時の経過や使用により価値が減少しないもの、例えば、土地・借地権、電話加入権、稼働していない資産や古美術品など書画骨とう等は、減価償却資産から除かれます。

【流動資産】	【固定資産】	【繰延資産】
預貯金 有価証券 貸付金 など	土地・借地権 減価償却資産 電話加入権 など	開業費 開発費 社債等発行費 など

減価償却って具体的にどうするの？

法人税、所得税の中で、減価償却は、減価償却の基礎となる取得価額、使用可能期間としての耐用年数、償却方法等に基づき計算した償却限度額の範囲内で、費用に計上することが認められます。

※以下は平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産の減価償却についての説明となります。

【取得価額】

購入の場合、購入先に支払った代金、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料など購入のために要した費用、事業の用に供するために直接要した費用の合計となります。

【使用可能期間（耐用年数）】

使用可能期間（耐用年数）は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」で、資産の種類、構造、用途の異なる資産ごとに規定しています。

【償却方法】

基本的な償却方法として、定額法、定率法があります。例えば、建物、ソフトウェアや特許権などは定額法、機械やパソコンなどの器具備品等は届出をしない場合には定率法で、減価償却を行っていくことになります。

なお、所有権移転外リース取引で取得した資産は、リース期間定額法によります。

定額法、定率法の具体的な計算方法

定額法、定率法の計算方法は以下のとおりです。

定額法

減価償却費 = 取得価額×定額法の償却率×使用月数÷12

定率法

(1)減価償却費≧償却保証額の場合

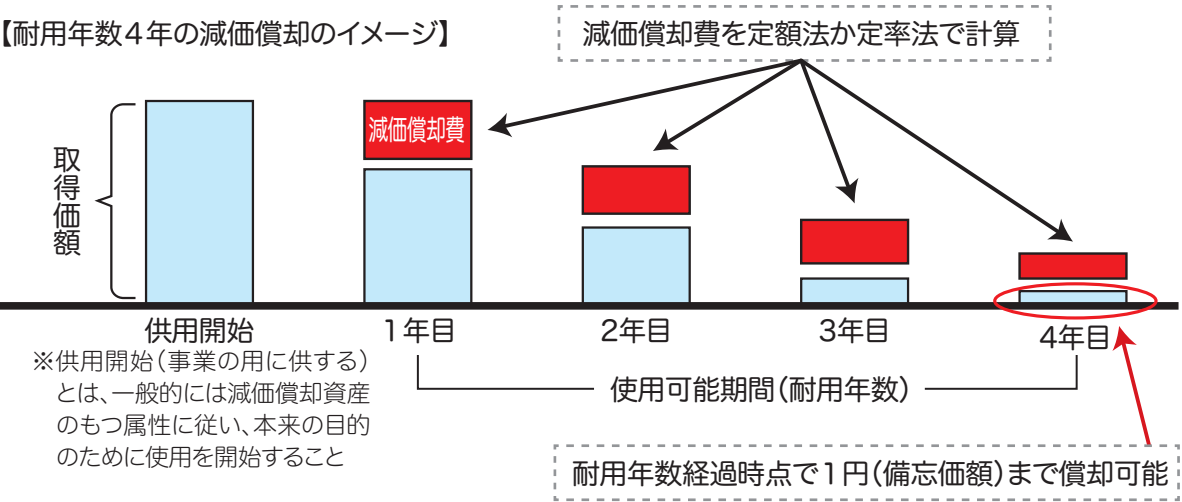
減価償却費 = 期首帳簿価額(取得価額－既に償却した額)×定率法の償却率×使用月数÷12

(2)減価償却費<償却保証額の場合

減価償却費 = 改定取得価額×改定償却率×使用月数÷12

(※)償却保証額は、「取得価額×保証率」で計算されます。

【耐用年数4年の減価償却のイメージ】



取得価額 100万円	1年目 償却費	2年目 償却費	3年目 償却費	4年目 償却費
定率法償却率 0.500	500,000円	250,000円	125,000円	124,999円 ※備忘価額1円
定額法償却率 0.250	250,000円	250,000円	250,000円	249,999円 ※備忘価額1円

【償却費の計算】

●定率法	1年目	100万円(取得価額)	×0.500=50万円
	2年目	50万円(1年目の期末簿価)	×0.500=25万円
●定額法	1年目	100万円(取得価額)	×0.250=25万円
	2年目	100万円	×0.250=25万円

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業サービス業・農林水産業活性化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 生産等設備投資促進税制

10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

コラム 減価償却の概要

償却率、改定償却率、保証率

耐用年数 (年)	定額法の 償却率	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日までの間に 取得をされた減価償却資産			平成 24 年 4 月 1 日以後に 取得をされた減価償却資産		
		250% 定率法の 償却率	改定 償却率	保証率	200% 定率法の 償却率	改定 償却率	保証率
2	0.500	1.000	—	—	1.000	—	—
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126
10	0.100	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
...	...	...	...	...	...	...	...

少額の減価償却資産

取得した減価償却資産のうち、①使用可能期間が1年未満であるもの、②取得価額が10万円未満であるもの、については、その事業の用に供した日の属する事業年度で、その取得価額に相当する金額を全額費用として計上できます。

取得した減価償却資産のうち、20万円未満のものを事業の用に供した場合には、その資産の全部又は特定の一部を一括したもの（一括償却資産）の取得価額の合計額を、3年間で均等償却することができます。

CHECK!!

青色申告者である中小企業者等（12ページ参照）については、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」として、10万円を超え30万円未満の減価償却資産について、その事業の用に供した日の属する事業年度で、その取得価額に相当する金額を全額費用として計上できます（25ページ参照）

償却資産の国税（法人税、所得税）と固定資産税（償却資産税）の主な違い

国税（法人税・所得税）と地方税（固定資産税（償却資産税））の取扱いとの主な違いは下の表のとおりです。

	国税の取扱い （法人税・所得税）	地方税の取扱い （償却資産税の評価額）
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却方法 （耐用年数10年で1,000万円の減価償却資産の1年目の評価）	定率法、定額法等の選択 耐用年数10年で1,000万円の減価償却資産の1年目期末の評価の例 定額法 900万円 定率法 800万円	固定資産評価基準（総務大臣告示） 耐用年数10年で1,000万円の資産を取得した年の翌年1月1日の評価額 897万円
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
租税特別措置法の特別償却、割増償却	認められます。	認められません。
少額減価償却資産の取扱い（少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）※	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%

※10万円未満の減価償却資産でその事業年度に全額損金に入れたもの、20万円未満で一括償却資産としたものについては、償却資産税はかかりません。

5

中小企業投資促進税制

平成26年度税制改正の大綱で拡充・延長

～生産性を向上させる、IT化を進めるための投資を応援～

中小企業者等が、機械装置等を導入した場合、特別償却又は税額控除が認められます。

制度の概要

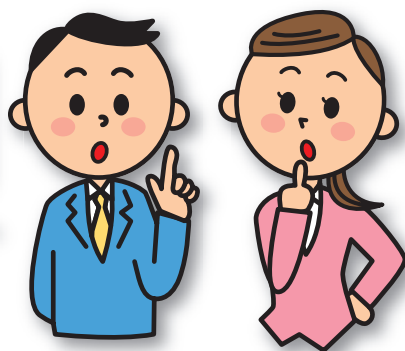
本制度は、「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」（中小企業投資促進税制）といい、機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できるものです。

※税額控除額はその事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、その後1年間繰り越すことができます。

● CHECK!!

中小企業投資促進税制については、平成25年12月24日の「平成26年度税制改正の大綱」で、生産性の向上に資する設備の投資について、①特別償却割合30%を即時償却に、②個人事業主、資本金3,000万円以下法人について税額控除割合を7%から10%に、③資本金3,000万円超1億円以下法人に7%の税額控除を適用することとした上で、適用期間を3年延長することとされています。（13ページ参照）

税金が最大 10%
控除されるなん
て、すごいね！



今後、新たに設備投資する場合、税金が最大 10%控除されたり、取得費用の100%を1年目に損金や経費に計上できたりするようになります。

設備投資をする絶好のチャンスなので、是非この機会をご利用下さい。

適用期間

中小企業者等（※1）が、以下の設備を平成29年3月31日までに取得し、指定事業（※2）の用に供した場合に適用となります。

設備	要件
機械装置	すべて（1台160万円以上）
器具備品、工具	・一定の電子計算機（複数台計120万円以上） ・一定のデジタル複合機（1台120万円以上） ・一定の試験又は測定機器、測定工具・検査工具 （1台30万円以上かつ複数台計120万円以上）
ソフトウェア	一定のソフトウェア（複数基計70万円以上）
貨物自動車	車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%が対象

上の対象設備のうち、生産性向上に資する設備は、税制優遇措置の上乗せがされています（13ページ参照）。

※1 中小企業者等とは？

中小企業者等とは、
・資本金または出資金の額が1億円以下の法人
・資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
・農業協同組合等
を指します。

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも**中小企業者**とはなりません。
①大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人または資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける子会社
②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

※2 指定事業

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業・その他の飲食店業（料亭、バー、ナイトクラブその他これらに類する事業は除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、通信業、損害保険代理業、サービス業（映画業、通信業以外の情報通信業、駐車場業、宿泊業、医療・福祉業、教育・学習支援業、自動車整備業、機械・家具等修理業、その他の事業サービス業、廃棄物処理業）

適用対象者

青色申告者である中小企業者等に限られます。

	上乗せ措置の対象			
	生産性向上に資する一定の設備以外		生産性向上に資する一定の設備	
	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金 3,000 万円以下の法人	30%	7%	即時償却	10%
資本金 3,000 万円を超え、 1 億円以下の法人	30%	適用なし	即時償却	7%

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「㊟割増（特別）償却費」の欄に特別償却費の額を、「摘要」の欄に特例名（例：「中小企業投資促進税制」「措法10の3」）を記入すること
- ・税額控除の場合、「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表（三）」と「適用額明細書」を添付すること
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表六（十二）」と「適用額明細書」を添付すること

適用額明細書をお忘れなく！

- 平成23年4月1日以後に終了する事業年度から、法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、法人税申告書に「適用額明細書」を添付することが必要になっています。
- 「法人税関係の租税特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例（3ページ）、中小企業投資促進税制といった、法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得を減少させるものをいいます。
※このパンフレットの税制措置では、「適用手続」として、「適用額明細書」を添付することを明記している税制措置になります。
- 適用額明細書を添付しなかった場合、又は添付がされていても虚偽の記載があった場合には、法人税関係の租税特別措置の適用は受けられなくなります。

中小企業投資促進税制

制度改正の概要 ～中小企業投資促進税制の上乗せ措置～

11ページにあるとおり、中小企業投資促進税制については、平成25年12月24日の「平成26年度税制改正の大綱」で、中小企業の投資を活性化するため、中小企業投資促進税制の対象設備のうち、生産性向上に資する設備について、税制優遇の上乗せ措置が設けられています。

生産性向上に資する設備とはどのようなものですか

中小企業投資促進税制の税制優遇の上乗せ措置が適用される生産性向上に資する設備とは、「先端設備」の要件又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件のいずれかを満たす設備となります。

先端設備の要件

対象：機械装置、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器、一定のソフトウェア

①最新モデルであること（最新モデルとは、各メーカーの中で、a又はbに該当する設備をいいます。なお、NC旋盤などソフトウェアが組み込まれた機械装置は、最新モデルの一代前のモデルも対象となります。）

a：一定期間内（機械装置：10年以内、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器：

6年以内、ソフトウェア：5年以内）に販売が開始されたもので最も新しいモデル

b：設備の取得等をする年度に販売開始されたモデル、又は設備の取得等をする年度の前年度に販売開始されたモデル

②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの（ソフトウェアを除きます。）

※ソフトウェアについては、生産性向上の要件の代わりに、設備の稼働状況等に係る情報収集機能・分析指示機能を有するものに限られます。

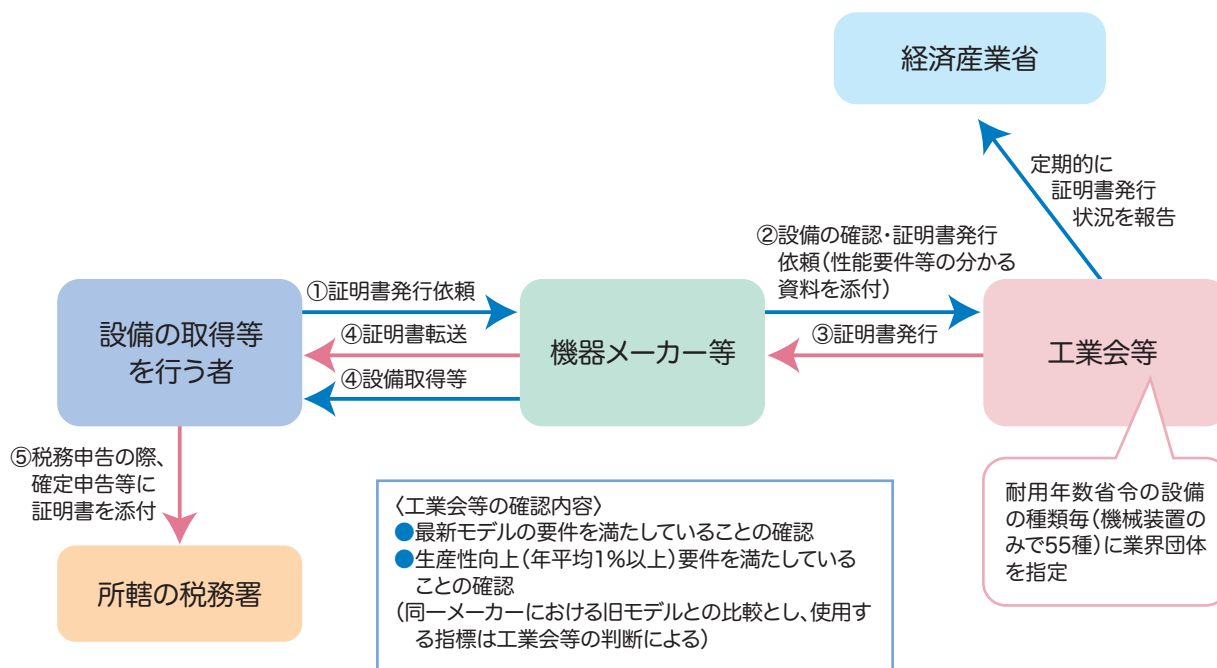
③取得価額要件（11ページ参照）を満たしていること。ただし、サーバー用電子計算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1台、1基当たりの取得価額が30万円以上であることが必要です。



先端設備の条件がむずかしい……

中小企業の皆様は、原則として、【先端設備】の条件を確認する必要はありません！

【先端設備】については、設備メーカーが工業会等において13ページの①②の要件を満たしていることを確認して、工業会等から証明書を発行してもらい、中小企業の皆様に設備メーカーから証明書を転送してもらうことを基本的な枠組みとしています。



● CHECK!!

例えば、冷凍ケース、照明設備などの建物附属設備をはじめ、中小企業投資促進税制の対象となっていない設備でも、別の税制優遇が受けられるものがあります。

中小企業の皆様は、22ページの商業・サービス業・農林水産業活性化税制や、20ページの生産性向上設備投資促進税制などを利用することも可能です。

それぞれの税制優遇の内容、対象設備、要件などは異なっていますので、よく比較・検討することが必要です。



中小企業投資促進税制

生産ライン・オペレーションの改善に資する設備

対象:機械装置、測定工具・検査工具、一定の電子計算機、一定のデジタル複合機、試験又は測定機器、一定のソフトウェア

①税理士又は公認会計士が内容を確認した投資計画について、設備投資による効果として年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることにつき、経済産業大臣(経済産業局)の確認を受けたものであること。

※投資利益率は、以下の計算式によります。なお、減価償却費とは企業会計上の減価償却費であり、特別償却分を含みません。また、増加額とは、設備取得等をする年度の翌年度以降3年間の平均額です。

「営業利益+減価償却費」の増加額

設備投資額

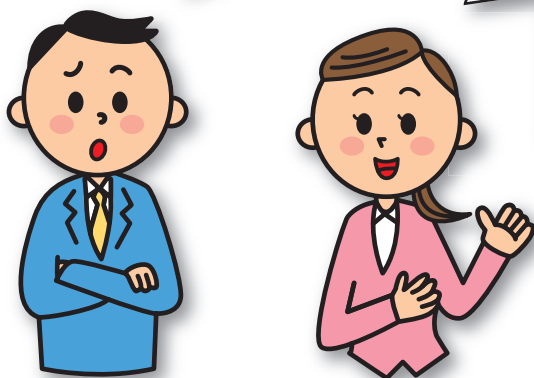
②取得価額要件(11ページ参照)を満たしていること。ただし、電子計算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1台、1基当たりの取得価額が30万円以上であることが必要です。

投資計画って今ひとつイメージがわからないんですが…。

例えば、500万円の製造機械と40万円のサーバーを5台導入して、営業利益が3年間で90万円増加する投資計画で考えてみましょう。製造機械とサーバーの減価償却費がそれぞれ年間50万、8万の場合、

$$\frac{50万+8万+30万}{500万+200万} = \text{約 } 13\%$$

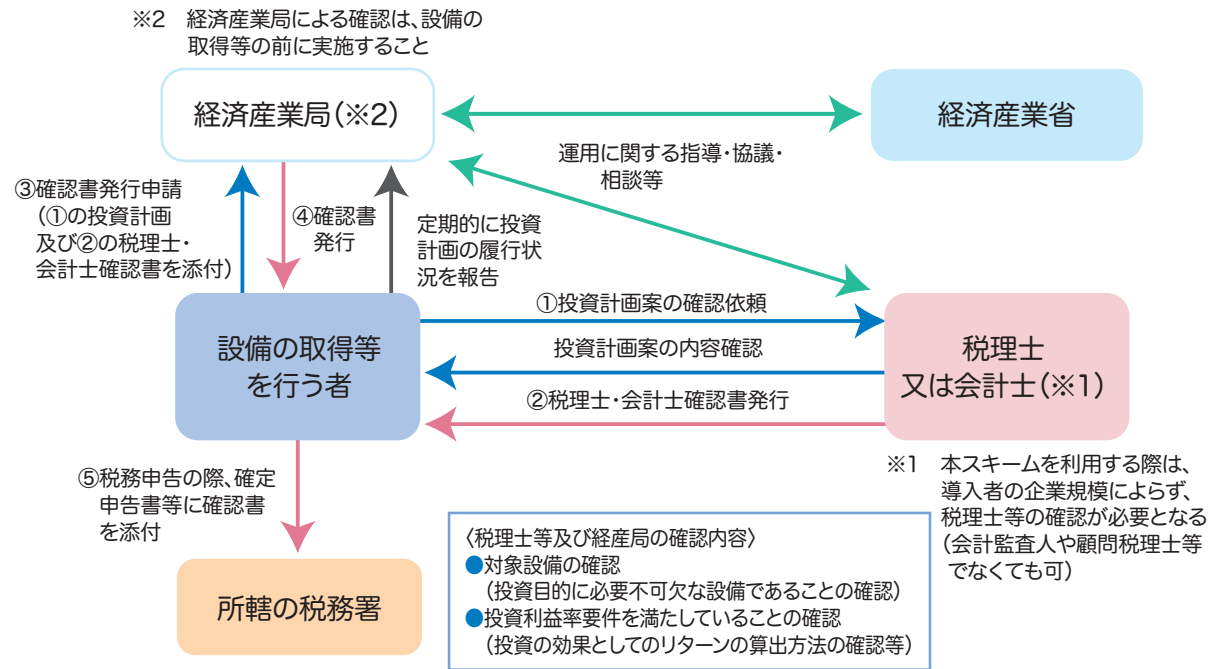
となり、この製造機械とサーバーは条件を満たすこととなります。設備投資の計画がある場合は、税理士さんや公認会計士さんに予め相談してみましょう。



生産ライン、オペレーションの改善に資する設備の税制優遇を受けるための流れがわからない・・

設備を買う前に、まずは、おつきあいのある税理士さん、公認会計士さんにご相談ください！

【生産ライン・オペレーションの改善に資する設備】は、投資計画を策定して、その内容を税理士、公認会計士にチェックしてもらうことが必要です。その上で、経済産業局の確認をとることになります。

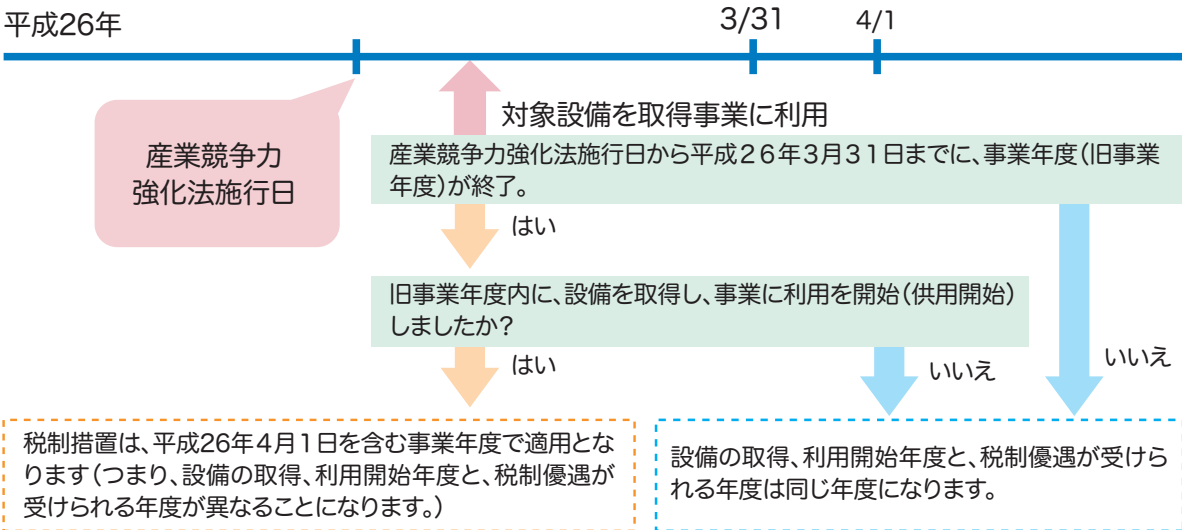


上乗せ措置はいつから使えるのですか？

中小企業投資促進税制の上乗せ措置については、産業競争力強化法の施行日以降に取得等をして、事業の用に供した設備が対象となります。

※産業競争力強化法の施行日については未定となっています。

ただし、産業競争力強化法施行日から平成26年3月31日までの間に対象設備を取得等をした場合で、その事業年度が平成26年3月31日までの間に事業年度が終了する場合、翌事業年度(平成26年4月1日を含む事業年度)において、上乗せ措置の適用がされることとなります。



中小企業投資促進税制

よくある質問とその回答

Q1 対象資産は新品

【問】 中小企業投資促進税制の対象となる資産は、中古品でも良いのですか？

【答】 中古の資産は、この特例が使えません。
この特例は、取得又は製作の後、事業の用に供されたことのない、いわゆる「新品」のものに限られます。

Q2 適用事業年度

【問】 中小企業投資促進税制は、その事業年度中に購入し、支払いを完了していれば活用できるのですか？

【答】 対象資産を購入し、支払いを完了させただけでは、この特例は適用できません。
この特例は、対象資産をその事業年度中に取得し、かつそれを「稼動」することが要件です。
その事業年度中に支払いが完了していなくても、取得し稼動していれば、この特例は適用できます。

Q3 対象となる機械装置

【問】 機械装置であれば、どんなものでも中小企業投資促進税制が活用できるのですか？

【答】 この特例が適用できる機械装置は、あくまでも自己が業務で使用するものが対象となります。
(例) 製造業者が業務用に購入した機械装置、開発研究用の機械装置
したがって、次のようなものは機械装置であっても、この特例が適用できません。
・機械メーカーが販売用に製造した機械装置
・レンタル会社が貸付用に保有している機械装置

Q4 取得価額について

【問】 機械装置の取得に際して、販売代理店に引取運賃と据付費用を支払ったのですが、これらのものも中小企業投資促進税制の対象とすることができますか？

【答】 購入した機械装置の取得価額は、購入代価に引取運賃、購入手数料その他資産の購入の為に要した費用の額を加算した額とされています。したがって、機械装置の引取運賃及び据付費用は、その機械の取得価額を構成する費用に該当しますので、中小企業投資促進税制の適用対象となります。

Q5 対象となる電子計算機

【問】 中小企業投資促進税制の対象となる「電子計算機」とは、どのようなものですか？

【答】 この税制の対象になる「電子計算機」とは次のようなものです。
計数型の電子計算機(主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機能を有するものに限り、)のうち、処理語長が16ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量が(検査用ビットを除きます)16メガバイト以上の記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する付属の入出力装置(入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限り、)補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置(無線用のものを含みます)又は電源装置を含みます。

Q6 対象となるデジタル複合機

【問】 中小企業投資促進税制の対象となる「デジタル複合機」とは、どのようなものですか？

【答】 「デジタル複合機」とは、コピー機能やファックス機能、プリンター機能、スキャナー機能といった複合的な機能を有する事務機器とされていますが、この税制の対象となる「デジタル複合機」は、次の①～③のすべての機能を有するものです。

①紙面を光学的に読み取り、デジタル信号に変換し、色の濃度補正や縦横独立変倍、画像記憶を行う機能

②外部入力されたデジタル信号を画像情報に変換する機能

③記憶した画像情報を保存・送信・紙面に出力する機能

また、この税制の適用を受けるためには、これらの3つの機能を有するデジタル複合機が「インターネットに接続された」状態でなければならないとされています。

この「インターネットに接続された」状態とは、事業に使用する際にそのデジタル複合機がインターネットによるデータの送受信ができるよう外部の回線と現に接続できる状態であることをいいます。

Q7 対象となるソフトウェア

【問】 中小企業投資促進税制の対象となるソフトウェアとは、具体的にどのようなものですか？

【答】 対象となるソフトウェアは、①から⑤のソフトウェア以外、全てのソフトウェアが対象です。ただし、上乗せ措置については、①から⑤以外で、かつ、設備の稼働状況等に係る情報収集機能・分析・指示機能をもつものに限られますのでご注意ください。

① サーバー用のオペレーティングシステムでISO/IEC15408に基づく評価・認証がないもの

② サーバー用仮想化ソフトウェアでISO/IEC15408に基づく評価・認証がないもの

③ データベース管理ソフトウェアでISO/IEC15408に基づく評価・認証がないもの

④ 連携ソフトウェアでISO/IEC15408に基づく評価・認証がないもの

⑤ 不正アクセス防御ソフトウェアでISO/IEC15408に基づく評価・認証がないもの

※なお、ソフトウェア販売会社が市販するために開発したソフトウェアの原本や、会社が研究開発用のために購入したソフトウェアには適用されません。

Q8 価額要件

【問】 電子計算機とデジタル複合機の両方で取得価額が120万円以上であれば中小企業投資促進税制は使えますか？

【答】 使えません。この制度の適用要件は、電子計算機とデジタル複合機の合計の取得価額ではありません。この制度は、指定された器具及び備品ごとにその判定を行うこと、例えば電子計算機を何台か取得した場合にはその取得価額の合計額により判定を行うものであり、電子計算機とデジタル複合機等指定された器具及び備品のすべての取得価額の合計額によるものではありません。

Q9 リース資産の取扱い

【問】 リース資産については本税制の対象となりますか？

【答】 リース資産については、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については対象となります。ただし、ファイナンス・リース取引のうちの所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については、税額控除の規定のみの適用となります。

中小企業投資促進税制

Q10 医療機器の取扱い

【問】 医療機器は中小企業投資促進税制の対象となりますか？

【答】 診療用又は治療用として取得をし、事業の用に供した超音波診断装置、人工腎臓装置、CTスキャナ装置、歯科診療用椅子などの医療機器は、「器具及び備品」に該当し、「機械及び装置」には該当しません。このため、中小企業投資促進税制の適用はありません。

(注) 医療用機器については別の特別償却制度がありますので、対策となる設備や要件等の詳細については、厚生労働省医政局総務課(電話:03-5253-1111(代))へお問い合わせください。

Q11 対象となる業種

【問】 中小企業投資促進税制では対象となる業種が決められていますが、この業種は会社の主業(「主たる事業」)である必要はありますか？

【答】 「主たる事業」でない場合でも適用可能です。例えば、複数の事業を営む会社が税制の対象となる設備を導入し、「主たる事業」とは別の事業(「従たる事業」)のためにその設備を使用する場合において、その「従たる事業」が税制の対象業種に該当していれば適用を受けられます。また、「主たる事業」と「従たる事業」の両方にその設備を使用する場合においても、その設備を使用する事業のいずれかが税制の対象業種に該当していれば、適用を受けることが可能です。

● CHECK!!

特別償却と税額控除のメリットについて

- 特別償却とは、通常の減価償却費(7ページ参照)に加えて、特別償却割合30%であれば、取得価額の30%を、即時償却であれば、通常の減価償却費を差し引いた取得価額の全額を追加して費用に計上できる制度です。
- 税額控除とは、取得価額の一定割合(例えば、7%、10%)を、法人税額の20%を上限として、法人税額から控除できる制度です。
- 一つの設備について、特別償却と税額控除は、重複適用できず、どちらかの選択適用になります。特別償却を選択すると、初年度の減価償却費が大きくなることとなりますが、次年度以降の償却額が少なくなりますので、長い目で見ると、絶対的な法人税額の控除である税額控除の方が有利となる場合もあります。ただ、会社の資金繰りを考えて、その期の内部資金を手厚くしたい場合には、特別償却を利用した方が良いケースもありますので、そのときの会社の財務内容などをよく考えて、慎重に選択しましょう。
- なお、特別償却、税額控除ともに繰越しが認められます。
特別償却について、「取得価額×30%」、「取得価額－普通減価償却費」の限度額まで追加計上しなかった場合には、その償却不足額を、翌事業年度に繰り越すことができます。
税額控除については、法人税額の20%を超過した分は、翌事業年度に繰り越して、税額控除の適用を受けることができます。

6

生産性向上設備投資促進税制

平成26年度税制改正の大綱で新設

～先端設備や生産ラインの改善に資する設備への投資を応援～

事業者が、機械装置等を導入した場合、特別償却又は税額控除が認められます。

制度の概要

本制度は、先端設備や生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は5%（建物・構築物は3%）の税額控除が選択適用できるものです。

※平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得し、事業の用に供した場合は、取得価額の特別償却（50%、建物・構築物は25%）と税額控除（4%、ただし建物・構築物は2%）の選択適用になります。なお、税額控除額はその事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限となります。

適用期間

産業競争力強化法施行日（※）から平成29年3月31日までの間に以下の設備を取得し、事業の用に供した場合適用となります。

※産業競争力強化法の施行日については未定となっています。

類型	【A】先端設備	【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備 (要件)	「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの ①最新モデル ②生産性向上 ③最低取得価額以上	「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上） ②最低取得価額以上

適用対象者

青色申告者である個人事業主又は法人（中小企業に限られません。）

適用手続

本制度の適用手続として、類型毎に以下の手続が必要になります。

手続の流れについては、中小企業投資促進税制の上乗せ措置における確認手続の流れ（13～16ページ参照）と同様です。

【A】先端設備

対象設備のうち、以下の要件を満たすものであることについて、工業会等の証明書が必要となります。

【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

対象設備のうち、以下の要件を満たすものであることについて、公認会計士・税理士の事前確認を受けたのち、経済産業局の確認書が必要となります。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業サービス業・農林水産業・建設業の化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 生産等設備投資促進税制

10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

生産性向上設備投資促進税制

要件

生産性向上設備に該当するには、【A】先端設備と【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備についてそれぞれ以下の要件を満たす必要があります。

<【A】先端設備>

- ①一定期間内（※）に販売された最新モデル（ソフトウェア組込型機械装置は、一代前モデルも含む）
 - ②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの（ソフトウェアについては適用しません）
- （※機械装置：10年以内、器具備品：6年以内、工具：4年以内、建物、建物附属設備：14年以内）ソフトウェア：5年以内

<【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備>

投資利益率が15%（中小企業者等（12ページ参照）は5%）以上であるとして経済産業局が確認した投資計画に記載された設備であること

対象設備

本制度の対象設備は、以下の表のとおりです。 ※（ ）は、最低取得価額。

類型	【A】先端設備	【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備	機械装置	全て （単品160万円以上）
	建物	断熱材、断熱窓 （単品120万円以上）
	建物附属設備	・電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く） ・冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ・昇降機設備 ・ブラインド ・日射調整フィルム （単品120万円又は単品60万円以上かつ合計120万円以上）
	構築物	－
	器具備品	・サーバー用の電子計算機（中小企業者等に限る） ・試験又は測定機器 ・冷凍機又は冷蔵機付き陳列棚及び陳列ケース ・冷房用又は暖房用機器 ・氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー （単品120万円又は単品30万円以上かつ合計120万円以上）
	工具	ロール （単品120万円以上又は単品30万円以上かつ合計120万円以上）
	ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの（中小企業者等に限る） （単品70万円以上又は単品30万円以上かつ合計70万円以上）

～商業・サービス業を活気づける!～

商業・サービス業等を営む中小企業者が経営改善に資する設備に投資した場合、特別償却又は税額控除が認められます。

制度の概要

本制度は、「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除」といい、器具備品、建物附属設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できるものです。

※税額控除額はその事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、その後1年間繰り越すことができます。

適用期間

特定中小企業者等が、対象設備を平成27年3月31日までの間に取得し、事業の用に供した場合適用となります。

適用対象者

アドバイス機関から、経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けた青色申告者である特定中小企業者等（※）であることが必要です。

● CHECK!!

- ・アドバイス機関とは、以下の機関になります。本税制の利用を御検討される際には、最寄りのアドバイス機関にご相談下さい。

認定経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、都道府県農業会議、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、生活衛生同業組合、都道府県生活衛生営業指導センター

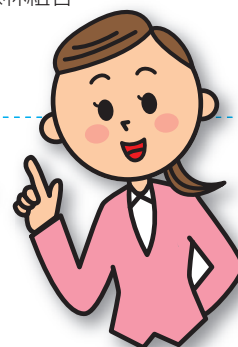
※ 特定中小企業者等とは？

本税制における特定中小企業者等とは、

- ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・中小企業等協同組合、商工組合、商店街振興組合、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合を指します。

ただし、アドバイス機関である中小企業団体中央会は、対象から除かれています。

この税制の適用を受けるには、アドバイス機関からのアドバイスを受ける必要があります。商業・サービス業の皆様が設備投資を検討している場合には、アドバイス機関に相談してみてください。



1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 生産等設備投資促進税制

10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

対象設備

アドバイス機関が発行する経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類に記載された以下の設備を指定事業の用に供した場合に対象となります。なお、対象設備は新品に限ります。

設備	要件
器具備品	すべて（1台又は1基30万円以上）
建物附属設備	すべて（1台60万円以上）

【指定事業】

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業））、農業、林業、漁業

※風俗営業法上の風俗営業に該当する事業のうち、旅館業、ホテル業は対象になりますが、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については、生活衛生同業組合の組合員が事業を行う場合に限り対象となります。なお、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業については、対象となりません。

※医療業は本税制の対象業種ではありません。医療業の他にも、娯楽業（映画業を除く）、建設業、製造業等が対象外となっているので、ご利用の際はご注意ください。

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「△割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（「措法 10 条の 5 の 3」）を記入すること
- ・税額控除の場合に確定申告書に添付する明細書の様式は、未公表です（※平成 25 年 11 月時点）

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表（七）」と「適用額明細書」を添付すること
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表六（十九）」と「適用額明細書」を添付すること

<法人・個人事業主共通>

アドバイス機関から指導助言を受けたことを明らかにする書類として、中小企業者等の氏名・名称、取得する設備の明細、アドバイス機関の氏名・名称、アドバイス機関の住所・所在地、アドバイスをを行った年月日、アドバイスの内容等が記載されたものが必要です。厳密な様式があるものではありませんが、中小企業庁のホームページに書類のひな形を掲載しています。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2013/0401ZeiseiKaisei.htm>)

よくある質問とその回答

Q1 認定経営革新等支援機関とは

【問】 認定経営革新等支援機関とは何ですか。

【答】 認定経営革新等支援機関とは、中小企業者が安心して経営相談等を受けられるように、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者として国が認定した金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等のことです。全国で約19,000の経営革新等支援機関が認定されており(※平成25年10月28日時点)、中小企業庁のホームページにて認定を受けた機関の一覧を公表しています。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>)

Q2 対象となる業種

【問】 商業・サービス業・農林水産業活性化税制では対象となる業種が決められていますが、この業種は会社の主業(「主たる事業」)である必要はありますか。

【答】 「主たる事業」でない場合でも適用可能です。例えば、複数の事業を営む会社が税制の対象となる設備を導入し、「主たる事業」とは別の事業(「従たる事業」)のためにその設備を使用する場合において、その「従たる事業」が税制の対象業種に該当していれば適用を受けられます。また、「主たる事業」と「従たる事業」の両方にその設備を使用する場合においても、その設備を使用する事業のいずれかが税制の対象業種に該当していれば、適用を受けることが可能です。

Q3 設備の導入とアドバイスのタイミングについて

【問】 本税制の適用を受けるためには、設備の導入前に、アドバイスを受けたことを明らかにする書類の交付をアドバイス機関から受けておかなければならないのですか。

【答】 アドバイス機関からのアドバイスは設備の導入前に受けておく必要がありますが、アドバイスを受けたことを明らかにする書類の交付は設備の導入後であってもかまいません。なお、本税制の適用を受けるためには、所得税又は法人税の確定申告書にアドバイスを受けたことを明らかにする書類の写しを添付する必要があります。



1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 生産等設備投資促進税制

10 環境関連投資促進税制
(グリーン投資減税)

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

8

少額減価償却資産の特例

平成26年度税制改正の大綱で延長

～30万円未満の資産は即時に全額経費にできます～

中小企業では、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）であれば、即時にその全額を経費として算入することができます。

制度の概要

この制度は、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」といいます。

適用期間

取得価額が30万円未満の減価償却資産を平成26年3月31日までの間に取得し、事業の用に供した場合に適用となります。（合計300万円まで）

この税制はどんな資産にでも使えるの？

機械でもパソコンでもソフトウェアでも何でもOKよ！

適用対象者

青色申告者である中小企業者等（12ページ参照）に限られます。

適用手続

<個人事業主>

青色申告決算書（所得税の確定申告書）の「減価償却費の計算」の「摘要」欄に「措法28の2」と記載すること

<中小法人>

法人税の確定申告書に「適用額明細書」と「別表十六（七）少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」を添付すること

<少額の減価償却資産の取扱い>

取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満 ※中小企業者等のみ
必要経費、損金への算入	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	—	—	合計300万円以下

● CHECK!!

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」については、平成25年12月24日の「平成26年度税制改正の大綱」で、適用期間を2年延長することとされています。

9

生産等設備投資促進税制

～前年よりも投資を増やす企業を応援～

前年よりも生産等設備の投資額が増えた場合など一定の場合に、その生産等設備を構成する資産のうち機械装置について、特別償却又は税額控除が認められます。

制度の概要

この制度は、「国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除」といい、生産等設備※の取得や製作等をし、一定の適用要件を満たす場合において、その生産等設備を構成する資産のうち機械装置をその法人の国内にある事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却と取得価額の3%の税額控除の選択適用ができます。

※税額控除額はその事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、その後1年間繰り越すことができます。

適用期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日までに開始する各事業年度（設立事業年度を除きます）。

適用対象者

青色申告者である個人事業主又は法人（中小企業に限られません。）

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「①割増（特別）償却費」の欄に特別償却費の額を、「摘要」の欄に特例名（例：「生産等設備投資促進税制」「措法10の5の2」）を記入すること
- ・税額控除の場合に確定申告書に添付する明細書の様式は、未公表です（※平成25年11月時点）

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の附表（六）」と「適用額明細書」を添付すること
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表六（十八）」と「適用額明細書」を添付すること



1	法人税率の軽減
2	欠損金の繰越控除
3	欠損金の繰戻還付
4	交際費課税の特例
5	中小企業投資促進税制
6	生産性向上設備投資促進税制
7	農業サービス業・農林水産業活性化税制
8	少額減価償却資産の特例
9	生産等設備投資促進税制
10	環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
11	研究開発税制
12	雇用促進税制
13	所得拡大促進税制
14	事業承継税制

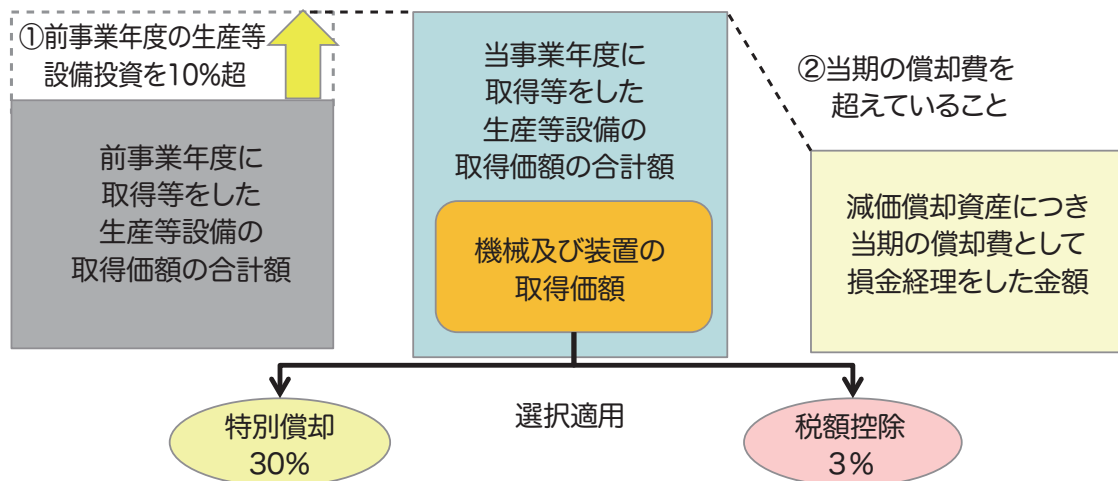
生産等設備投資促進税制

適用要件

ある事業年度（下図の「当事業年度」）に取得等をした生産等設備の取得価額の合計額が

①前事業年度に取得等をした生産等設備の取得価額の合計額と比較して 10%超増加
かつ

②その事業者の有する減価償却資産につき、当期の償却費を超えている
場合に適用となります。



(注) 法人税額の20%を限度

※生産等設備とは、その企業の事業の用に直接供される減価償却資産(無形固定資産及び生物を除く)で構成されているものをいいます。

なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は、該当しません。



～再生可能エネルギーの導入や省エネ推進に向けた投資を支援します～

中小企業者等が、省エネ・低炭素設備等を導入した場合、特別償却又は税額控除が認められます。

制度の概要

本制度は、エネルギー環境負荷低減推進設備等（次ページ参照）を取得等し、国内にあるその企業の事業の用に供した場合、特別償却30%又は即時償却が認められます。

さらに、中小企業者等は、税額控除7%との選択適用が認められます。

※税額控除額はその事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、その後1年間繰り越すことができます。

適用期間

- 適用期間は、対象設備等の種類により、平成27年3月31日又は平成28年3月31日と異なります。
- 指定期間内に、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得等し、それから1年以内に、国内にあるその法人の事業の用に供する必要があります。

<対象設備>

太陽光発電設備、風力発電設備、熱電併給型動力発生装置の場合

指定期間：平成27年3月31日までに、取得、製作、建設する。

1年以内に、国内にあるその法人の事業の用に供する

即時償却

税額控除
7%

(※)中小企業者等のみ

<対象設備>

新エネルギー利用設備等、二酸化炭素排出抑制設備等、エネルギー使用制御設備の場合

指定期間：平成28年3月31日までに、取得、製作、建設する。

1年以内に、国内にあるその法人の事業の用に供する

特別償却
30%

税額控除
7%

(※)中小企業者等のみ

適用対象者

青色申告書を提出する個人事業主又は法人（中小企業に限られません。）

※税額控除は中小企業者等のみ適用されます。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業サービス業・農林水産業活性化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 生産等設備投資促進税制

10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「④割増（特別）償却費」の欄に特別償却費の額を、「摘要」の欄に特例名（例：「措法10の2の2」）を記入すること
- ・税額控除の場合、「エネルギー環境負荷低減推進設備を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表（二）」と「適用額明細書」を添付すること
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表六（十一）」と「適用額明細書」を添付すること

対象設備

本制度の対象設備は、エネルギー利用の目的により以下の5つの区分（別表）に分けられています。区分により税務申告の処理の方法が異なります。

資産の区分	エネルギー環境負荷低減推進設備等	備 考
【別表1】 太陽光発電設備及び風力発電設備	①太陽光発電設備（出力10kw以上） ②風力発電設備（出力1万kw以上）	申告の際、固定価格買取制度の申請書及び認定証（※1）の写しを添付。
【別表2】 新エネルギー利用設備等	①中小水力発電設備 ②水熱利用設備 ③雪氷熱利用設備 ④バイオマス利用装置	そのまま税務申告する。
【別表3】 熱電併給型動力発生設備	熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション）	対象設備がグリーン投資減税設備の同等かそれ以上であることを証明する制度があります。 メーカー等は設備仕様等を証明する証明書を作成し、工業会等が証明内容を点検押印したうえで、ユーザーに送付します。 ただし、証明書の添付は法令によって強制されるものではありません。
【別表4】 二酸化炭素排出抑制設備等	①熱併給型動力発生装置 ②コンバインドサイクル発電ガスタービン ③高効率配線設備 ④高効率複合作業機械 ⑤ハイブリッド建設機械 ⑥高効率電気式誘導加熱炉 ⑦断熱強化型工業炉 ⑧高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置 ⑨プラグインハイブリッド自動車 ⑩エネルギー回生型ハイブリッド自動車 ⑪電気自動車 ⑫電気自動車専用急速充電設備 ⑬ガス冷房装置 ⑭高効率型電動熱源機 ⑮高断熱窓設備 ⑯氷蓄熱式冷凍機組込型空調和機 ⑰高効率照明設備 ⑱定置用蓄電設備	
【別表5】 エネルギー使用制御設備	以下の①～⑥の全て（⑤が既に設置されている場合には、⑤以外の全て）を同時に設置する必要があります。 ①測定装置、②中継装置、③アクチュエーター、 ④可変風量制御装置、⑤インバーター、 ⑥電子計算機	確認申請書（※2）が必要となる。

（※1）即時償却の適用を受けるには、申請書の写し及び経済産業大臣の認定をした旨を称する書類の写しを確定申告書に添付する必要があります。

（※2）一定の基準をみたすことについて、所管行政庁又は経済産業大臣が確認した旨を称する書類を確定申告書に添付することにより証明します。

● CHECK!!

国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等したものは、対象外となります。

～試験研究費の一定割合を税額控除することができます～

青色申告書を提出する中小企業者等の各事業年度において、損金に算入される試験研究費の額がある場合には、試験研究費の額の一定割合について税額控除が認められます。

・試験研究費の額

製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する原材料費、人件費（専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係る費用に限ります）、委託費、経費等の額をいいます。

ただし、試験研究費に充てるために他の者から支払を受ける金額（例えば受託試験研究費など）がある場合は、その金額を控除した金額が試験研究費の額となります。

制度の概要

試験研究費の総額の12%が税額控除できる（①総額型）ことに加え、要件を満たせば「上乗せ措置」として、さらに②増加型、③高水準型、のいずれかを選択して税額控除できます。詳細は以下の表のとおりです。

	①総額型	②増加型 ← 選択 →	③高水準型
措置の内容	試験研究費の額がある場合に税額控除できる	試験研究費が、比較試験研究費、基準試験研究費とも上回る場合に税額控除できる	試験研究費が、平均売上金額の10%を上回る場合に税額控除できる
税額控除対象	試験研究費の総額	比較試験研究費の額を上回る部分	平均売上金額の10%を上回る部分
税額控除率	12%	5%	超過税額控除割合
税額控除限度額	当期法人税額の30%相当額	当期法人税額の10%相当額	当期法人税額の10%相当額
繰越制度	税額控除限度額に達したて控除しきれなかった額がある場合、次の事業年度に繰越可能	なし	なし

- ・比較試験研究費 原則として、過去3事業年度の損金に計上される試験研究費の平均額
- ・基準試験研究費 過去2事業年度の試験研究費のうち最も高い額
- ・平均売上金額 当該事業年度を含む過去4年間の平均売上金額
- ・超過税額控除割合 試験研究費割合（当該事業年度の試験研究費÷平均売上金額）－10%×0.2

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業サービス業・農林水産業活性化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 生産等設備投資促進税制

10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）

適用期間

①総額型

適用期限なし（恒久措置）

ただし、税額控除限度額が 30% に措置されている期間は、平成 26 年度末まで（通常は 20%）

②増加型・③高水準型

平成 28 年度末まで

※平成 26 年度以降、増加型については一部改正されます。詳細は、以下「制度改正の概要」をご覧ください。

適用対象者

青色申告書を提出し、試験研究を行う中小企業者等（12 ページ参照）

適用手続

<個人事業主>

- ・中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書、「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」を確定申告書に添付すること

<法人>

- ・法人税の確定申告書に「別表六（七）、六（八）、六（九）」と「適用額明細書」を添付すること

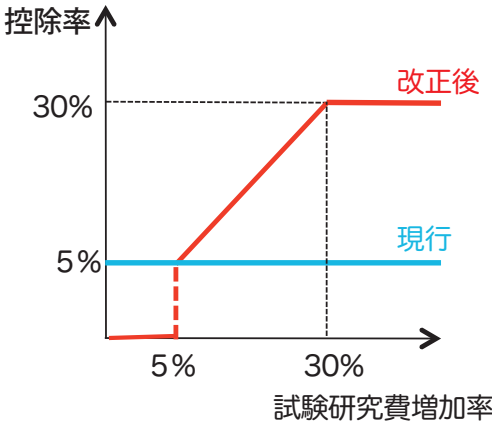


制度改正の概要

本税制は、平成25年12月24日の「平成26年度税制改正の大綱」において、以下のとおり拡充・延長措置が講じられることとなりました（※平成26年4月1日より適用予定）。ぜひこの機会に、本税制の活用・研究開発費の増加についてご検討ください。

【改正の内容】

- 増加型上乗せ措置の抜本的拡充
現行の措置では増加率にかかわらず控除率は5%ですが、平成26年度から平成28年度の間は、試験研究費を多く増加させるほど控除率が大きくなる（最大で30%）制度となります。
控除率の詳細は右の表のとおりとなります。
- 上乗せ措置の延長
平成25年度末に期限が切れる上乗せ措置について、増加型・高水準型とも、平成28年度末まで延長されます。



【試験研究費を増加させる場合のメリット】

平成26年度に試験研究費を30%増加させた場合には、現行制度と比べて約1.4倍の控除を受けることができます。試験研究費を1億円支出している会社のケースについてご覧ください。（控除上限は考慮せず）

	試験研究費を維持する場合	試験研究費を30%増加する場合 (現行)		試験研究費を30%増加する場合 (改正後)
試験研究費	100 百万円	130 百万円		130 百万円
増加型控除額	0 百万円	1.5 百万円	6倍 →	9 百万円
総額型控除額	12 百万円	15.6 百万円		15.6 百万円
控除額合計	12 百万円	17.1 百万円	1.44倍 →	24.6 百万円

研究開発投資を大幅に増加させる絶好のチャンスだね！でも、対象経費の把握が難しそう・・・

研究開発投資を増加させればさせるほど、増加分に係る控除率が大きくなる仕組みが導入されます。

対象経費の把握が容易な場合も多いので、研究開発活動を行っている方は、これを機に税理士さんに相談してみてもいいでしょうか。

12 雇用促進税制

～従業員の新規の雇用を応援します～

中小企業が、雇用者を2人以上かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした場合、1人当たり40万円の税額控除が受けられます。

制度の概要

本制度は、雇用者(※)増加数(前期末の雇用者数から増えた雇用者の数)×40万円の税額控除が適用されるものです。

※雇用者とは、雇用保険の一般被保険者をいい、特殊関係者(役員の親族、事実上婚姻の関係にある者、法人の役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者等)を除きます。

適用期間

中小企業が、平成26年3月31日までの間に開始する事業年度(個人事業主の場合は、平成26年中)

適用対象者

青色申告を提出する個人事業主、法人(中小企業に限られません。)

適用手続

この制度の適用を受けるためには、あらかじめ、「雇用促進計画」をハローワークに提出することのほか、次の1～5までの要件を満たしていることが必要です。

※次の1～5は、中小企業者等(中小企業者等の範囲は12ページ参照)の要件です。

- 1 適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
(事業年度が1年でない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した事業年度)

- 2 雇用者増加数を2人以上増加させていること
雇用者増加数 = 適用年度末日の雇用者数 - 前事業年度末日の雇用者数

- 3 雇用増加割合を10%以上増加させていること

$$\text{雇用増加割合} = \frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$$

- 4 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること
給与等支給額
適用年度の所得の計算上必要経費又は損金に算入される給与等で、雇用者に対して支給するものをいいます。

$$\begin{aligned} &\text{比較給与等支給額} \\ &= \text{前事業年度の給与等支給額} + (\text{前事業年度の給与等支給額} \times \text{雇用増加割合} \times 30\%) \end{aligned}$$

- 5 風俗営業等を営む事業主ではないこと

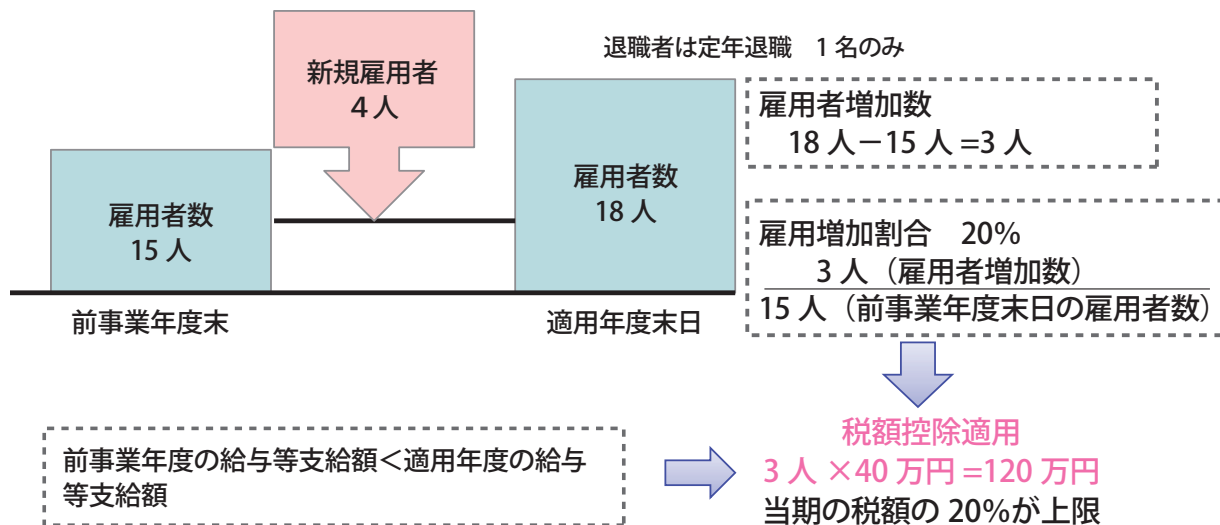
<具体的な計算例は次ページ参照>

● CHECK!!

雇用促進税制は、所得拡大促進税制(35ページ)との選択適用となります。

1	法人税率の軽減
2	欠損金の繰越控除
3	欠損金の繰戻還付
4	交際費課税の特例
5	中小企業投資促進税制
6	生産性向上設備投資促進税制
7	商業サービス業・農林水産業・化税制
8	少額減価償却資産の特例
9	生産等設備投資促進税制
10	環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
11	研究開発税制
12	雇用促進税制
13	所得拡大促進税制
14	事業承継税制

<中小企業の計算例>



確定申告までの流れ

1. 雇用促進計画を作成・提出

適用年度（個人事業主の場合は適用年）の開始後2カ月以内に、雇用促進計画を作成し、本社・本店を管轄するハローワークに提出してください。

ハローワークからは、提出された雇用促進計画に受付印を押印して返却されます。
返却された雇用促進計画は大切に保管してください。

2. 雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後2カ月以内（個人の場合は3月15日まで）に、本社・本店を管轄するハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。

ハローワークでは、提出された書類を預かり、雇用促進計画の達成状況を確認しますが、確認に2週間（4月、5月は1カ月程度）かかりますので、確定申告期限に間に合うよう、余裕を持って送付してください。

（ハローワークから返送）

3. 税務署に確定申告

達成状況の確認を受けた雇用促進計画の写し、適用額明細書を確定申告書に添付して、税務署に申告してください。

● CHECK!!

本税制については、平成25年12月24日の「平成26年度税制改正の大綱」で、適用期間を2年延長することとされています。

13 所得拡大促進税制

平成26年度税制改正の大綱で拡充・延長

～従業員の賃上げを支援します～

中小企業が、一定の割合以上従業員への給与を増額した場合、その増加額の10%分の税額控除が認められます。

制度の概要

本制度は、法人や個人事業主が従業員への給与を増額した場合に、その増加額の10%分を法人税額や所得税から控除できるものです。

※税額控除額はその事業年度の法人税額の20%までが上限となります。

適用期間

平成 25 年 4 月 1 日以降に始まる最初の事業年度から、平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する最後の事業年度まで

適用対象者

青色申告書を提出する個人事業主、法人（中小企業に限られません。）

適用手続

<個人事業主>

- ・税額控除の場合に確定申告書に添付する明細書の様式は、未公表です（※平成 25 年 11 月時点）

<法人>

- ・法人税の確定申告書に「別表六（二十）」と「適用額明細書」を添付すること

①基準事業年度より、給与等支給額を2%～5%(※)増加させていること

※適用1～2年目は2%、3年目は3%、4～5年目は5%

②給与等支給額が前年度より増加していること

③平均給与等支給額が前年度より増加していること

◆基準事業年度とは、適用1年目の前年度の事業年度を指します。（詳しくは次ページの図を参照）

◆給与等支給額とは、当期の所得の計算上必要経費又は損金に算入される給与等で、雇用者に対して支給するものをいいます（所得税法第28条第1項の定義に従います）。

◆平均給与等支給額とは、以下の計算式で求められる金額を指します。

平均給与等支給額＝年間の給与等支給額 ÷（月別給与等支給対象者数 × 月数）

※ただし、要件③の計算についてのみ、計算に含める対象者が限定されます。（詳しくは次ページを参照）

● CHECK!!

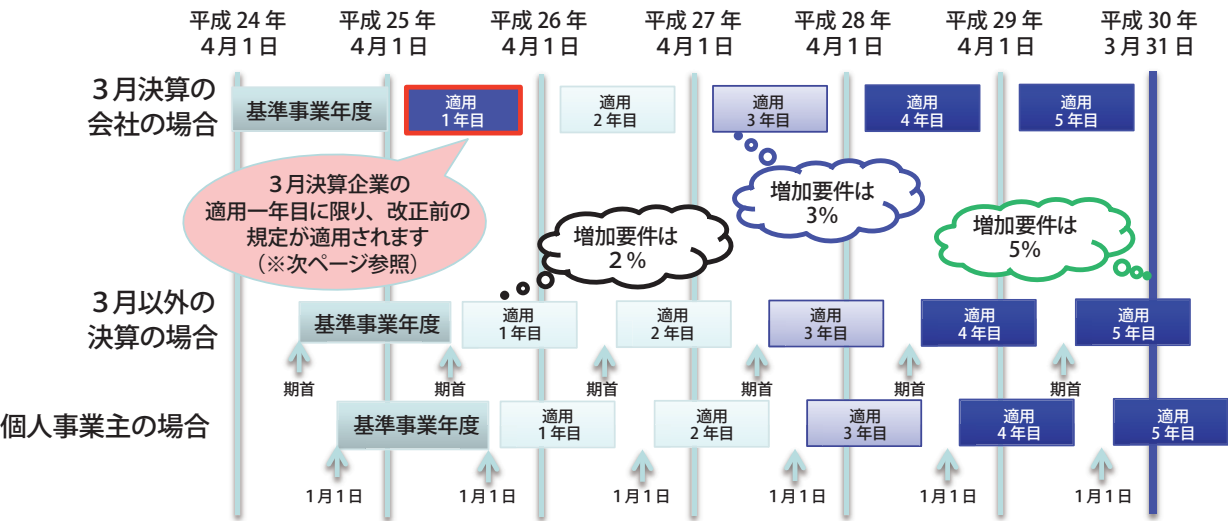
本税制については、平成25年12月24日の「平成26年度税制改正の大綱」で、要件①と③が緩和されたうえ、適用期間を2年延長することとされています（次ページ参照）。

制度改正の概要

当初の給与等支給増加率「5%」という要件が緩和され（前ページ要件①参照）、給与等支給増加額の増額割合（基準事業年度比）について適用1～2年目は2%、適用3年目は3%、適用4～5年目は5%の増額が要件となります。

要件③の平均給与等支給額の計算（前年度との比較）については、継続雇用者に限定して算定することになります。

適用対象年度と、要件①の内容



継続雇用者とは

●制度改正により、要件③において平均給与等支給額が前年度より増加しているか判定するにあたり、継続雇用者に対する給与等支給額とその人数で計算することに変更されます。

★継続雇用者とは…適用年度およびその前年度の2年間に渡って在籍している、雇用保険法の一般被保険者（※）に該当するもの（ただし、ここでは継続雇用制度に基づき雇用される者（※）も除きます。）

つまり…

- EX 1. 新規採用者は「前年度には在籍していない」ため、適用年度の平均給与等支給額の計算から除かれます。
- EX 2. 前年度にまもって退職者が出た場合、その退職者の給与の人数についても比較対象となる前年度の平均給与等支給額から除かれます。

※雇用保険法の一般被保険者とは…いわゆる正社員が一般被保険者となりますが、パートタイマーなど短時間労働者についても、1年以上の継続雇用が見込まれること等の条件を満たせば、短時間労働被保険者として一般被保険者に含まれます。

※継続雇用制度に基づき雇用される者とは…継続雇用制度とは、事業者が雇用している高年齢者を、希望に応じて定年後も引き続いて雇用する制度のことです。これに基づき雇用される者とは、いわゆる定年後再雇用者になります。

所得拡大促進税制

※ 3月末決算企業について

- 改正後の規定は、平成26年4月1日から適用開始となる予定です。そのため、平成26年3月31日までの間に終了する適用年度（＝3月決算の会社の適用1年目）については、改正前の要件が適用されます。
 - ただし、適用1年目（改正前の要件が適用されます）において
 - Ⅰ．改正前の要件はクリアしていない
 - Ⅱ．改正後の要件であればクリアでき、税額控除を受けられたこの2つを満たしており、かつ
 - Ⅲ．適用2年目（＝平成26年4月1日に始まる事業年度。改正後の要件が適用されます）においても、全ての要件を満たし税額控除が受けられること
- という3つの条件を満たした場合に限り、「改正後の要件での算定であれば受けられたはずの税額控除」分を、適用2年目の控除額に上乗せして控除できるようになります。

（たとえば・・・）

- ◆ 適用1年目に給与等支給額が3%までは上がっていたが、5%には届かなかった
- ◆ 適用1年目に大量に新規採用を行ったため、平均給与等支給額の要件を満たせなかったが、改正によって継続雇用者に限定して比較すれば、要件を満たせていた
という場合など

よくある質問とその回答

Q1 他の税制措置との適用関係について

【問】 他の税制措置との適用関係はどうなるのか？

【答】 ・雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度（雇用促進税制）
・復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度
・避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度
・立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度
とは選択適用（所得拡大促進税制を利用する場合、上記の税制は利用できない）となります。
雇用促進税制については、事前届出を行った場合でも、申告の際に本制度を選択することは可能です。

Q2 申請方法について

【問】 本制度の利用に際し、事前に認定を受けたり、書類の提出・届出を行う必要はあるのか？

【答】 本制度の利用に際し、税務申告より前に特段の手続を行う必要はありません。
ただし、本制度の適用を受けるためには、法人税（個人事業主の場合は所得税）の申告の際に、確定申告書等に、税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

Q3 対象となる雇用者の範囲

【問】 他の税制措置との適用関係はどうなるのか？

【答】 国内雇用者とは、法人又は個人事業主の使用人のうち、法人又は個人事業主の有する国内の事業所に勤務する雇用者(当該法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者)をいい、雇用保険一般被保険者でない者も含みます。ただし、役員の特殊関係者や使用人兼務役員(使用人兼務役員の特殊関係者を含みます。)は、使用人から除かれます。

役員の特殊関係者とは	使用人兼務役員とは
役員の特殊関係者とは、次の者をいいます。 ① 役員の親族 ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ 上記①、②以外の者で役員から生計の支援を受けているもの ④ 上記②、③の者と生計を一にするこれらの者の親族	使用人兼務役員（使用人としての職務を有する役員）とは、役員（社長、理事長その他政令で定めるものを除く。）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいいます。

※注1 パートや日雇い労働者、アルバイトについても基本的に使用人に含めます。

※注2 海外赴任者については、国内の事業所に勤務していないため国内雇用者には含まれません。

Q4 給与等支給額について

【問】 雇用者給与等支給額とは何か？

【答】 雇用者給与等支給額とは、国内雇用者に対して支給する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の額で、当該適用事業年度において損金算入される金額をいいます。ただし、役員の特殊関係者や使用人兼務役員に対して支給する給与や退職手当では除かれます。

◆ 給与等に含まれるものの例：賃金、勤勉手当、残業手当など給与所得とされるもの

◆ 給与等に含まれないものの例：退職手当など給与所得とされないもの

※注1 決算賞与については、損金算入される事業年度の雇用者給与等支給額に含まれます。

※注2 本税制でいう「給与等」とは、所得税法第28条第1項に定義される給与等を指します。したがって、給与等の範囲についての個別具体的な質問については、税務署にお問い合わせいただきますようお願い致します。

Q5 改正後の要件について

【問】 改正後の要件は、いつから使えるようになるのか？

【答】 租税特別措置法の改正は、平成26年4月1日から施行される予定です。したがって、平成26年4月1日を超えて適用年度が終了する場合は、たとえ平成26年4月1日以前にその事業年度が開始していても、改正後の要件の適用を受けます。

つまり、平成26年4月1日以前に終了する適用対象年度のみ、改正後の要件を適用できないことになります。（平成25年4月1日以降に始まる事業年度で、この場合に当てはまるのは3月末決算企業の適用1年目と想定されます。）

また、改正後の要件の詳細については、平成26年3月下旬に明らかになる予定です。

14

事業承継税制

～スムーズな事業承継のために～

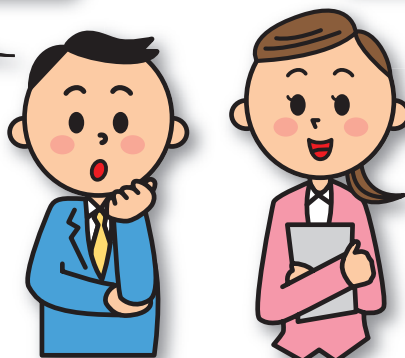
事業承継は早い段階から計画を立てて、上手に税制を活用して行うことがポイントになります。

中小企業者が円滑な事業承継を行うために、相続税、贈与税の特例制度があります。

※平成25年度税制改正により平成27年1月から一層使いやすくなります。

相続税と贈与税はどんなものなの？中小企業と関係あるのかな？

そうね、まずは、相続税、贈与税を勉強してみよう。



相続税の概要

相続税とは、死亡した人（被相続人）が持っていた全部の財産を、相続人が受け継ぐときにかかる税金です。

(1) 課税価格の計算

- 各相続人等が取得した財産の価額 - 生命保険金 - 死亡保険金	-	被相続人の債務・葬式費用	+	相続等により財産を取得した人が、相続開始前3年以内に被相続人から受けた贈与財産	+	相続時精算課税制度(P41)の適用を受けた贈与財産	=	課税価格
---	---	--------------	---	---	---	---------------------------	---	------

(2) 課税遺産総額の計算

課税価格の合計額	-	遺産に係る基礎控除額 (5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)	=	課税遺産総額
----------	---	---	---	--------

※平成25年度の税制改正により平成27年1月1日以後の相続・遺贈について、基礎控除は「3,000万円+600万円×法定相続人の数」となります。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業投資促進税制

6 生産性向上設備投資促進税制

7 商業サービス業・農林水産業活性化税制

8 少額減価償却資産の特例

9 生産等設備投資促進税制

10 環境関連投資促進税制
(グリーン投資減税)

11 研究開発税制

12 雇用促進税制

13 所得拡大促進税制

14 事業承継税制

(3)相続税額の計算

相続税額の計算は、まず法定相続人の数と法定相続分を基に相続税の総額を計算し、それを各人の取得財産額に応じて按分して実際の納税額を計算します。

※平成25年度税制改正により平成27年1月1日以後の相続・遺贈について、改正後の税率が適用されます。

法定相続分に 応ずる取得金額	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	0 万円	10%	0 万円
3,000 万円以下	15%	50 万円	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円	40%	1,700 万円
3 億円以下			45%	2,700 万円
6 億円以下	50%	4,700 万円	50%	4,200 万円
6 億円 超			55%	7,200 万円

相続税額の計算例

【計算例】

Q. 相続財産1億円を、法定相続人である子(AとB。両者とも成人)2人で相続(A:8,000万円、B:2,000万円)する場合の相続税はいくらですか？

A. 次のようになります。

(課税遺産総額) 1億円－(5,000万円＋1,000万円×2)＝3,000万円

(法定相続分※による各取得金額) 3,000万円×1/2＝1,500万円

(1人分の相続税額) 1,500万円×15%－50万円＝ 175万円

(相続税の総額) 175万円×2人＝ 350万円

(子Aの相続税額) 350万円×8,000万円/1億円＝280万円

(子Bの相続税額) 350万円×2,000万円/1億円＝ 70万円

※法定相続分は、民法で次のとおり定められています。

①配偶者と子供が相続人の場合 配偶者 1/2 子供(2人以上のときは全員で)1/2

②配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合 配偶者 3/4 兄弟姉妹(2人以上のときは全員で)1/4
なお、子供、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

事業承継税制

贈与税の概要

贈与税とは、生前に贈与により財産を取得した場合にその取得した財産にかかる税金です。
贈与税には、暦年課税制度と相続時精算課税制度があります。家族構成や財産構成等を考慮して、どちらが有利であるかを判断する必要があります。

暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度です。	将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択制により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度です。
贈与者	制限無し	65歳以上の親
受贈者		20歳以上の子である推定相続人
選択の届出	不要	必要 (注) 一度選択すれば、相続時まで継続適用。
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	非課税枠：2,500万円 (限度額まで複数年にわたり使用可)
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～50%の累進税率	非課税枠を超えた部分に対して一律20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税します。	選択を開始した翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税します。
相続時精算	相続税とは切り離して計算します。 (注) 相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算。	相続税の計算時に精算（合算）します。 (注) 贈与財産は贈与時の時価で評価。

※平成25年度の税制改正により平成27年1月1日以後の贈与について下記の事項が適用されます。

- 暦年課税制度・・・子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率（次ページ参照）
- 相続時精算課税・・・受贈者 20歳以上の推定相続人及び孫
贈与者 60歳以上の者



暦年課税制度の税率表

※平成25年度税制改正により平成27年1月1日以後の贈与について、改正後の税率が適用されます。

基礎控除後の課税価格	改正前		改正後			
	税率	控除額	一般		直系卑属	
			税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	10%	0 万円	10%	0 万円	10%	0 万円
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円	20%	25 万円		
600 万円以下	30%	65 万円	30%	65 万円	20%	30 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円	40%	125 万円	30%	90 万円
1,500 万円以下	50%	225 万円	45%	175 万円	40%	190 万円
3,000 万円以下			50%	250 万円	45%	265 万円
4,500 万円以下			55%	400 万円	50%	415 万円
4,500 万円 超					55%	640 万円

※直系卑属の税率欄は、20歳以上であり、かつ贈与者の直系卑属である受贈者が対象となります。直系卑属とは子や孫などのことですが、子や孫などの配偶者は含まれません。

暦年課税と相続時精算税の選択適用

贈与者が複数の場合には、贈与者ごとに暦年課税と相続時精算課税の選択適用ができます（図1）。また、受贈者が複数の場合には、その受贈者ごとに選択することもできます（図2）。

図1

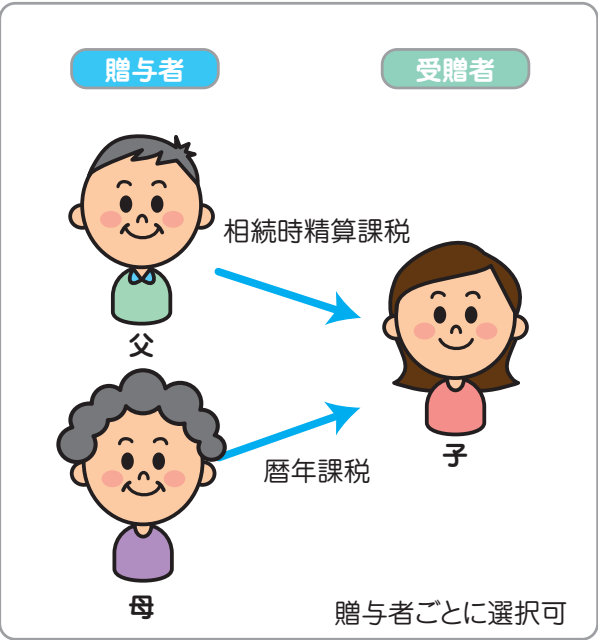
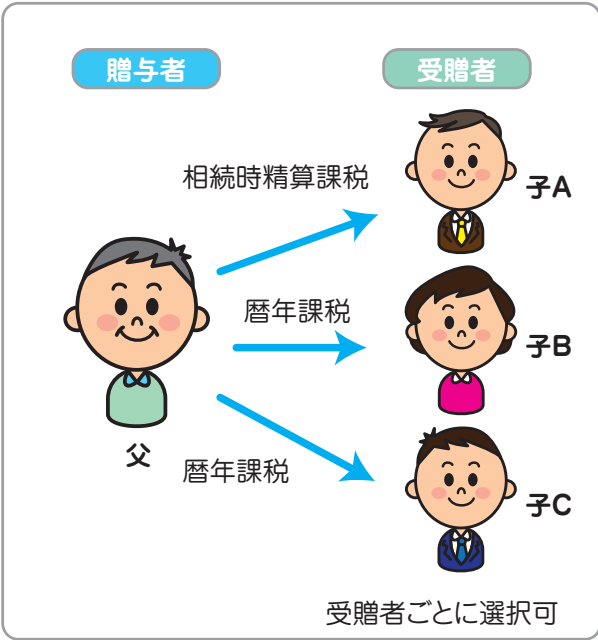
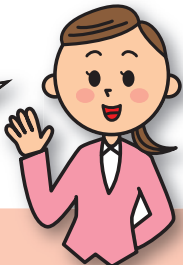


図2



事業を子供に譲り渡したりすると税金がかかるということだね。

そうね。だから、相続税、贈与税にも、中小企業者のための特例制度があるのよ！



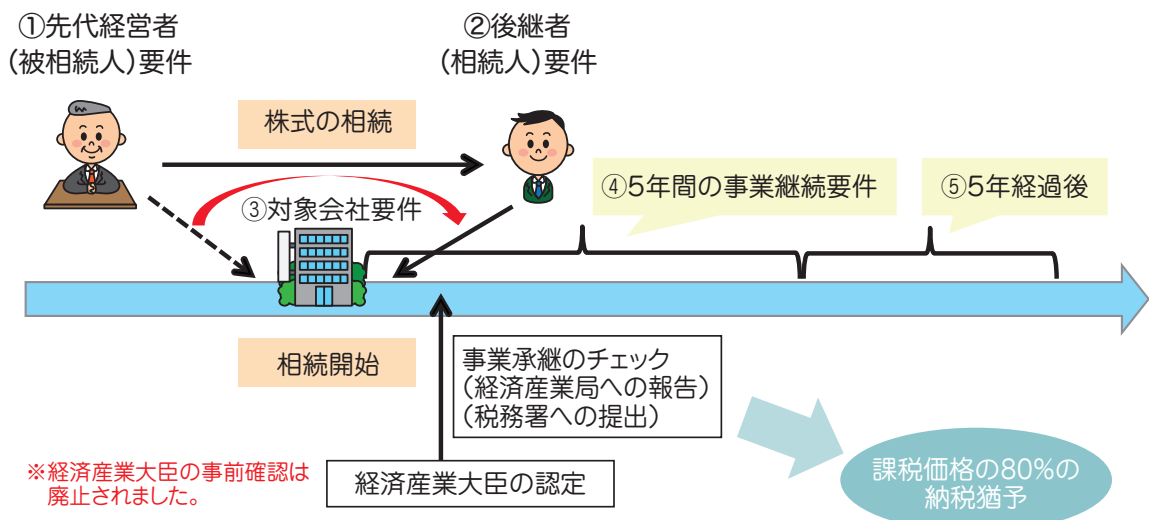
事業承継税制

非上場会社の株式の相続があった場合の特例措置

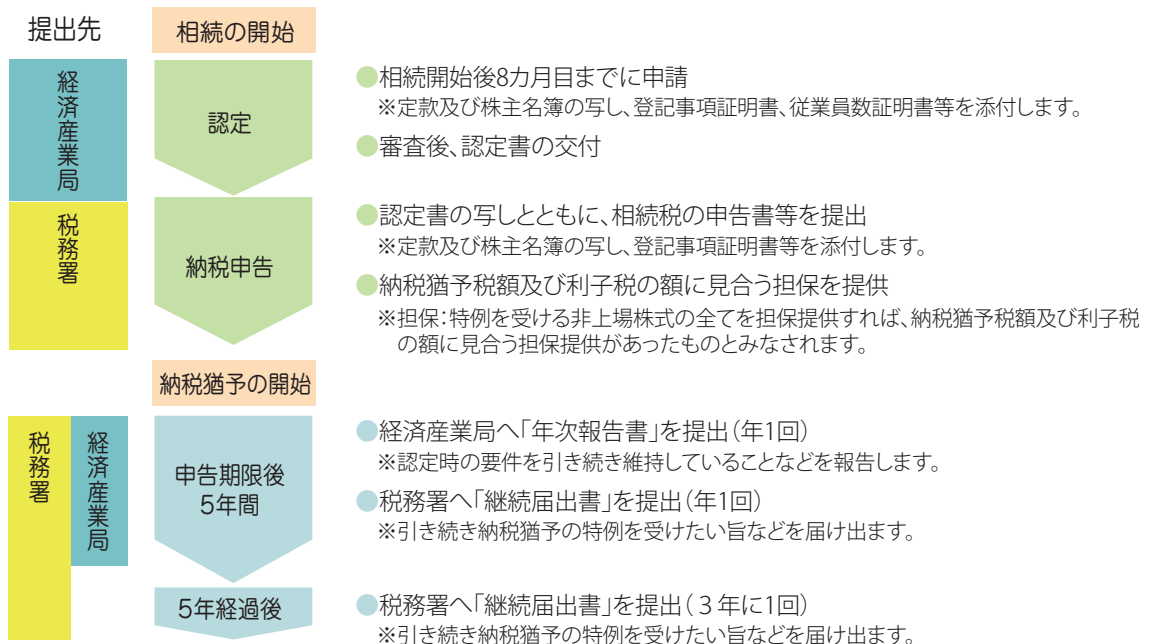
非上場会社の株式に係る相続税の納税猶予制度

後継者が、相続により非上場会社の株式を取得し、一定の要件を満たす場合(次ページ参照。)には、後継者が相続前から既に保有していた議決権株式を含めて、発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分について、課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

相続税の納税猶予制度の概要



手続きの流れ



相続税の納税猶予についての要件説明

①先代経営者（被相続人）要件

- ・会社代表者であったこと
- ・先代経営者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族関係者内で筆頭株主であったこと 等

②後継者（相続人）要件

- ・相続開始の直前において対象会社の役員であること
- ・先代経営者の親族であること
 - ※平成27年1月1日以後は、親族外でもよいことになります。
- ・後継者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること 等

③対象会社要件

- ・中小企業であること
- 中小企業とは下の表の資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たしている企業です。

業種目	資本金	従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
製造業のうちゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
サービス業のうち旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

- ・非上場会社であること
- ・資産管理会社（自ら使用していない不動産等が70%以上ある会社やこれらの特定の資産の運用収入が75%以上の会社）ではないこと

④ 5 年間の事業継続要件

納税猶予を継続するには、5 年間は以下の要件を満たす必要があります。

- ・後継者が代表者であり続けること
- ・毎年、雇用の8割以上を維持すること
 - ※平成27年1月1日以後は、5年間の平均で雇用の8割以上を維持する要件になります。
- ・相続した対象株式を継続保有すること 等

⑤ 5 年経過後

5 年経過後も対象株式を継続保有等していれば、納税猶予が継続されます。

以下の場合には全部又は一部の**猶予額が免除**されます。

- ・後継者が死亡した場合
- ・会社が破産又は特別清算した場合
 - ※平成27年1月1日以後は、事業再生等の場合に一部免除されるようになります。
- ・対象株式の時価が猶予額を下回る中、株式譲渡を行った場合
- ・次の後継者に株式を贈与し、その後継者が贈与税の納税猶予（次ページ参照）の適用を受ける場合

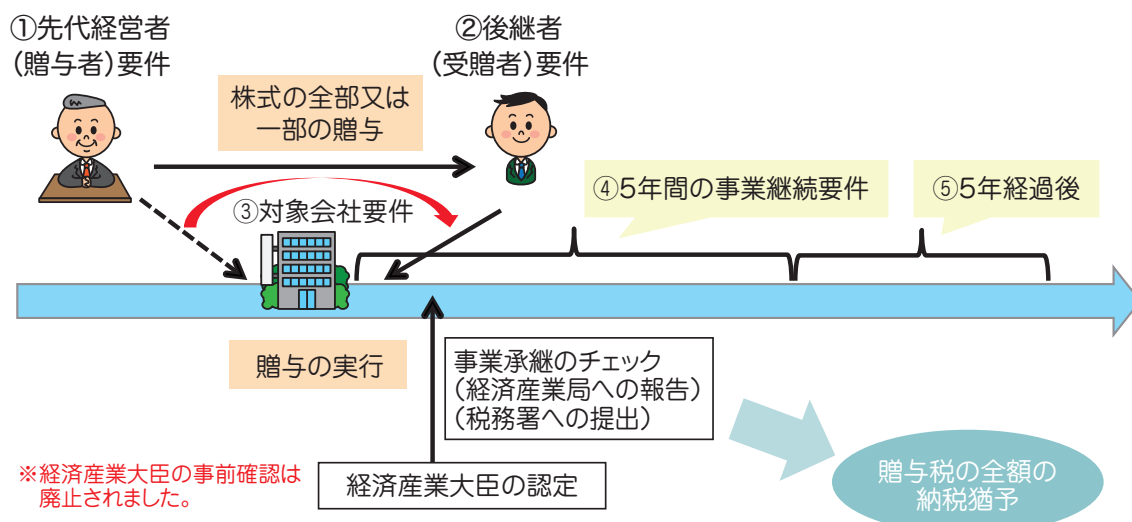
事業承継税制

非上場会社の株式の贈与があった場合の特例措置

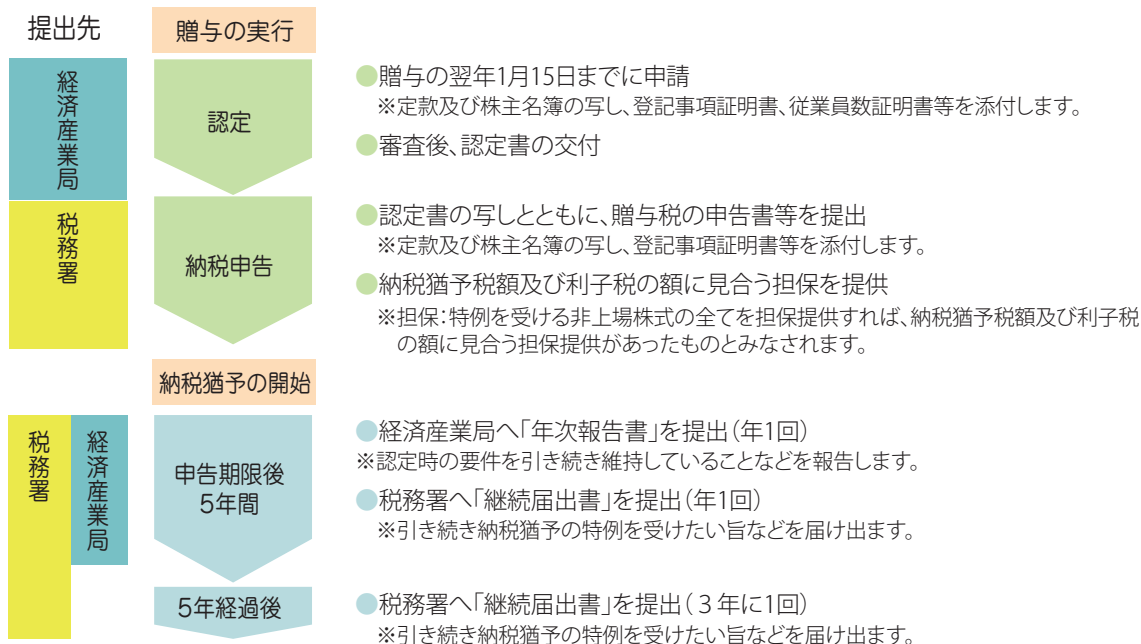
非上場会社の株式に係る贈与税の納税猶予制度

後継者が、先代経営者から一定以上の自社株式の贈与を受け、一定の要件を満たす場合(次ページ参照。)には、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分について、贈与税の全額の納税が猶予されます。

贈与税の納税猶予制度の概要



手続きの流れ



贈与税の納税猶予についての要件説明

★印のついた項目は相続税の納税猶予制度との相違点です。

①先代経営者(贈与者)要件

・会社代表者であったこと

★役員を退任すること

※平成27年1月1日以後は、代表者を退任することが要件になります。

・先代経営者と同族関係者(親族等)で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主であったこと 等

②後継者(受贈者)要件

・会社の代表者であること

・先代経営者の親族であること

※平成27年1月1日以後は、親族外でもよいことになります。

★20歳以上、かつ役員就任から3年以上経過していること

・後継者と同族関係者(親族等)で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること 等

③対象会社要件

・中小企業であること(44ページ参照)

・非上場会社であること

・資産管理会社(自ら使用していない不動産等が70%以上ある会社やこれらの特定の資産の運用収入が75%以上の会社)ではないこと 等

④5年間の事業継続要件

納税猶予を継続するには、5年間は以下の要件を満たす必要があります。

・後継者が代表者であり続けること

・毎年、雇用の8割以上を維持すること

※平成27年1月1日以後は、5年間の平均で雇用の8割以上を維持する要件になります。

・贈与を受けた対象株式を継続保有すること 等

⑤5年経過後

5年経過後も対象株式を継続保有していれば、納税猶予が継続されます。

以下の場合には猶予額が免除されます。

★先代経営者が死亡した場合

・後継者が死亡した場合

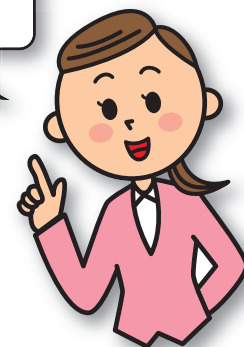
・会社が破産又は特別清算した場合

※平成27年1月1日以後は、事業再生の場合に一部免除されるようになります。

・対象株式時価が猶予額を下回る中、株式譲渡を行った場合

相続税と贈与税の制度は似ているけれど、少し違うところもあるから注意してね。

もっと詳しい情報は、下記のホームページをご覧ください。



中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

事業承継税制

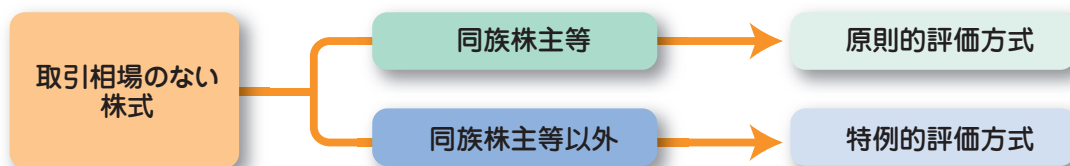
「取引相場のない株式」の評価方法

「取引相場のない株式」とは、全国の各金融商品取引所に上場されている株式及び気配相場等のある株式以外の株式をいいます。

相続税・贈与税の納税猶予制度の対象となる非上場株式も下記の方法で評価をします。

評価上の区分

「取引相場のない株式」の評価は、同族株主等は原則的評価方式で評価し、同族株主等以外の者は特例的評価方式(配当還元方式)で評価します。



原則的評価方式の評価

原則的評価方式には、類似業種比準方式と純資産価額方式があります。

類似業種比準方式

1株当たり類似業種比準価額＝

$$\text{類似業種比準株価} \times \frac{\text{配当比準値} + 3 \times \text{利益比準値} + \text{純資産(簿価)比準値}}{5} \times \text{斟酌率}$$

(斟酌率: 大会社=0.7 中会社=0.6 小会社=0.5)

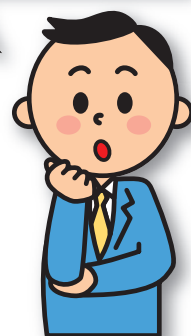
(注)比準値:対象会社と上場企業(標本)のそれぞれの1株当たりの値を比較した比率

純資産価額方式

$$1\text{株当たりの純資産価額} = \frac{\text{相続税評価額による総資産価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額の法人税額等相当額(注)}}{\text{発行済株式数}}$$

(注)相続税評価額と帳簿価額による純資産価額の差額の42%相当額ですが、マイナスとなる場合は「0」で計算します。

非上場会社の株式って、どうやって値段がわかるの？



特例的評価方式の評価

特例的評価方式の評価には、配当還元価額方式があります。配当還元価額方式とは、過去2年間の平均配当金額を10%の利率で割り戻して、株式の価額を求めようとする方式です。同族株主以外の株主及び同族株主のうち一定の少数株式所有者が取得した株式については、会社の規模にかかわらず配当還元価額方式という特例的評価方法によって評価をします。その計算方法は次の通りです。

配当還元価額方式

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額(注)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

$$(\text{注})\text{年配当金額} = \frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額}}{2} \div \frac{1\text{株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$$

(注)年配当金額が2円50銭未満となる場合、又は無配の場合は2円50銭とします。

会社の規模による区分と評価方式

支配株主の原則的評価方式は、会社の規模によって異なります。会社の規模に応じて、下記の表の「原則」と記載のある評価方式を用います。ただし、納税者の選択によって「例外」と記載のある評価方式を用いることもできます。

会社の規模		類似業種比準方式	併用方式	純資産価額方式
大会社		原則	—	例外
中会社	大	—	原則：類似業種比準価額 × 90% + 1 株当たりの純資産価額 × 10%	例外
	中	—	原則：類似業種比準価額 × 75% + 1 株当たりの純資産価額 × 25%	例外
	小	—	原則：類似業種比準価額 × 60% + 1 株当たりの純資産価額 × 40%	例外
小会社		—	例外：類似業種比準価額 × 50% + 1 株当たりの純資産価額 × 50%	原則

会社規模判定表



総資産価額 (帳簿価額)			従業員数	年間の取引金額			会社の規模と Lの割合
卸売業	小売・サービス業	卸売業・小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業・小売・サービス業以外	
20 億円以上	10 億円以上	10 億円以上	50 人超	80 億円以上	20 億円以上	20 億円以上	大会社
14 億円以上	7 億円以上	7 億円以上	50 人超	50 億円以上	12 億円以上	14 億円以上	中会社の 大 L = 0.90
7 億円以上	4 億円以上	4 億円以上	30 人超 50 人以下	25 億円以上	6 億円以上	7 億円以上	中会社の 中 L = 0.75
7,000 万円以上	4,000 万円以上	5,000 万円以上	5 人超 30 人以下	2 億円以上	6,000 万円以上	8,000 万円以上	中会社の 小 L = 0.60
7,000 万円未満	4,000 万円未満	5,000 万円未満	5 人以下	2 億円未満	6,000 万円未満	8,000 万円未満	小会社

(イ)

(ロ)

(ハ)

- ① 総資産価額基準〔イ〕と従業員数基準〔ロ〕とのいずれか下位の区分を採用します。
- ② ①と取引金額基準〔ハ〕のいずれか上位の区分により会社規模を判定します。

事業承継税制

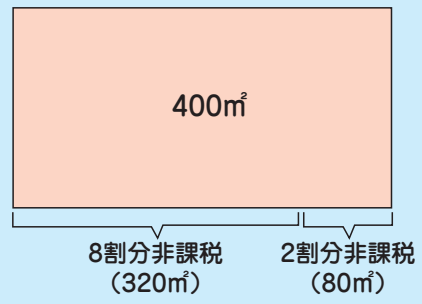
土地等の相続があった場合の特例措置

小規模宅地等の特例

一定の宅地等（相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等）を相続した場合には、相続税の課税価格から一定の割合を減額する制度です。

特定事業用宅地等の特例

特定事業用宅地等（申告期限まで事業を継続すること等の条件があります）は、400㎡まで評価額の80%が減額されます。また、一定の要件を満たす同族会社の事業を承継する場合（特定同族会社事業用宅地等）についても同様の減額があります。



【計算例】

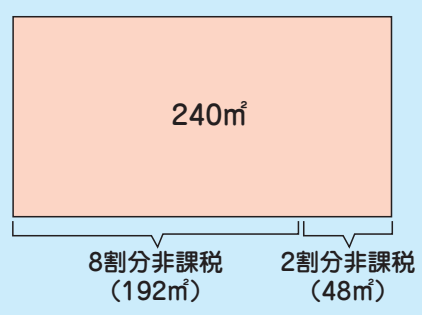
相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が事業用として使っていました。その土地の評価額（路線価）は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

（減額される額） $1\text{億円} \times \frac{400\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 8,000\text{万円}$

（相続税の課税価格） $1\text{億円} - 8,000\text{万円} = 2,000\text{万円}$

特定居住用宅地等の特例

特定居住用宅地等（申告期限まで居住を継続すること等の条件があります）は、240㎡まで評価額の80%が減額されます。



【計算例】

相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が居住用として使っていました。その土地の評価額（路線価）は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

（減額される額） $1\text{億円} \times \frac{240\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 4,800\text{万円}$

（相続税の課税価格） $1\text{億円} - 4,800\text{万円} = 5,200\text{万円}$

小規模宅地等の課税の特例の概要

下記の表の区分ごとに一定の割合を減額します。

宅地等		減額される割合	適用対象面積
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	特定事業用（貸付事業以外）	80%	400㎡
	特定同族会社事業用	80%	400㎡
	貸付事業用	50%	200㎡
特定居住用		80%	240㎡

※宅地等とは、宅地及び借地権をいいます。
※小規模宅地等に事業用宅地とそれ以外のものがある場合等には、適用対象面積の調整があります。
※平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後から特定居住用宅地等の適用対象面積等が改正されています。

税制に関する窓口及び相談期間

① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又は相談に応じています。

質問等には決まった手順や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

■ 国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続の概要・届出書等の様式などが掲載されています。

② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部(課)を設け、税の相談に応じています。各自治体にお問い合わせください。

より詳しく知りたい方へ

本パンフレットでご紹介した中小企業税制をご活用される場合には、各種中小企業支援のための法律の申請等が必要となる場合もありますので、下記のホームページに掲載されている各種パンフレットや手引書等も、併せて参考にしてください。

(1) 中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援施策について掲載しています。

(2) ミラサポホームページ

<https://www.mirasapo.jp/>

(3) 経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載しています。

今後とも、より一層皆様にとって活用しやすいパンフレットの作成に努めて参りますので、本パンフレットについてお気づきの点などがございましたら、下記までご連絡いただければ幸いです。

中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

Eメールアドレス qqocbh@meti.go.jp